

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 若林 かずみ

年 月 日	令和6年4月30日等				
表題	若林かずみ 公式サイト				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	プロフィールや寄付、後援会等のお願いを除き50%とした				
内容	ブログで県政報告の発信やお問合せフォームにより要望の収集				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費4月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	2
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		2
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費5月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	49
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		49
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費6月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	52
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		52
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費7月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	53
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		53

	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 8 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	54
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 9 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	55
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		55
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 10 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	66
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 11 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	75
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		75
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 12 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	83
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		83
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 1 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	96
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	275 円		96
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 2 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	102
		奈良中央 信用金庫	275 円		102
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 3 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	103
		奈良中央 信用金庫	275 円		103
	合計 161,150 円 ※50%充当 80,570 円（振込手数料含む）				
備考	ホームページアドレス： https://kazumi-wakabayashi.com/ 添付資料：契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

覚書

若林かずみ（以下「甲」という。）とイチニ株式会社（以下「イチニ」という。）は、甲イチニ間の別紙1「ホームページ制作サービスセミオーダープラン利用規約」[<https://form.run/@vonnector-hp-semiorder>]（以下「本規約」という。）を条件とする契約（以下「本契約」という。）に関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。以下、本覚書で使用される用語の定義は、別段の定めがないかぎり、本規約の定義に従うものとする。

第1条（本覚書の目的）

本覚書は、甲が本契約に基づき本サービスを利用するにあたっての条件等を明確にすることを目的とする。

第2条（サービスの内容：本規約第4条）

本規約第4条に定めるイチニが甲に対して提供する本サービスの具体的内容は[<https://vonnector.jp/senkyo/homepage/>]「ホームページ制作サービス（セミオーダープラン）ウェブサイト」（以下「本件資料」という。）の通りとする。

第3条（サービスの料金及び支払方法：本規約第5条）

- 1 甲がイチニに支払う本サービスの利用料金のうちホームページ制作サービス（セミオーダープラン）の利用にかかる料金（以下「制作費」という。）は、29万8千円（税別）とする。ただし、甲が本件資料にあるオプションサービスも依頼する場合は、甲は、制作費とオプションサービス料の合計金額を支払うものとする。イチニは制作に着手する前に制作費及びオプションサービス料を甲に請求し、甲は翌月末日までに、イチニの指定する金融機関口座に支払うものとする。なお、制作の着手は、イチニが甲による支払の確認後、制作に必要な情報が揃ってからとする。
- 2 甲がイチニに支払う報酬のうち管理にかかる料金（以下「管理費」という。）は、月額1万2千円（税別）とする。イチニは、当月分の管理費を甲に請求し、甲は、請求書記載期日までに、イチニの指定する金融機関口座に支払うものとする。
- 3 前各項の本サービスの利用料金の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。

本覚書成立の証として、(1)本書を2通作成し、各当事者記名押印若しくは署名のうえ各1通を保管し、又は(2)本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名の場合、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2022 年 8 月 18 日

甲（住所） 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号

（名称） 若林かずみ



イチニ（住 所） 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階

（名 称） イチニ株式会社

代表取締役 高畑 卓



ホームページ制作サービスセミオーダープラン利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「ホームページ制作サービス「セミオーダープラン」」（以下「本サービス」といいます。）について、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する方は、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、ユーザーと当社との間に生ずる、本サービスの利用に関わる一切の権利義務関係を定め、その一切の關係に適用されるものとします。

第 1 条 （定義）

本規約において、各用語を次のとおり定義します。

- (1) 「ユーザー」とは、政治家等で、当社の定める方法で本サービスの利用申込みを行い、当社がこれを承諾した方をいいます。
- (2) 「政治家等」とは、公職選挙法における公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。））又は政党その他の政治団体（以下「政治団体」といいます。）をいいます。

第 2 条 （規約への同意）

ユーザーは、本規約の全ての記載内容に同意し、当社の定める方法で本サービスの利用申込みを行い、当社がこれに承諾した場合に、本規約を契約条件とする契約（以下「本契約」という。）が成立し、本サービスを利用することができます。なお、当社は、当社の裁量により、本サービスのご利用を拒否する場合があります。

第 3 条 （規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、変更後の本規約の効力発生時期以降にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続きをとらなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとします。

第 4 条 （サービスの内容）

ユーザーは、当社が定める範囲において、当社又は当社が委託した第三者を通じて、本サービスの提供を受けることができます。なお、本サービスの内容は次の各号に掲げるとおりです。

- (1) ホームページ（以下「本ホームページ」といいます。）の作成・運用
- (2) 本ホームページのドメインの取得・管理
- (3) ユーザーのメールアドレスの作成・管理
- (4) その他当社が定める上記各号に付随するサービス

第 5 条 （サービスの料金及び支払方法）

1. 本サービスの利用料金は当社が別途定めるとおりです。
2. ユーザーは、当社の指定する方法により、当社指定の期日までに、本サービスの料金を支払うものとします。

第 6 条 （本サービスの期間）

1. 本サービスの契約期間は、6 か月とします。ただし、当該期間満了の 1 か月前までにユーザーから当社に対し本サービスの利用終了を求められなかった場合、当社からユーザーに対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件で 1 か月間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社は、ユーザーが法令、又は本規約の定めに違反した場合、ユーザーの本サービスの利用を終了させることができるものとします。また、ユーザーが契約期間の途中で、本サービスの利用の終了を申し出た場合、本サービスの提供は終了します。これらの場合、当該ユーザーは前項に定める契約期間の料金全額について、その支払いを拒絶できず、また、当社は当該ユーザーに対し受領済みの料金の返金をせず、本サービスの利用終了による損害について本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。
3. 本ホームページの利用及び公開をすることができるのは、本サービスの契約期間内のみ

であり、本サービス終了後、本ホームページ上のデータや、本ホームページのドメイン利用権について、当社はユーザーに譲渡又は提供しないものとします。

第7条（素材提供）

1. 本ホームページは、当社が定める方法によりユーザーが提供した素材（以下「本素材」といいます。）を利用して、当社又は当社が委託する第三者が作成又は更新するものとし、ユーザーはこれに同意します。

2. ユーザーは、本素材について、当社に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。

(1) 本素材を複製、転載、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(2) 本素材を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(3) 本素材をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること

3. ユーザーは、当社による本素材の利用について、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、ユーザーは、本素材に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作者人格権の行使を禁じる法的義務を課すものとします。

4. ユーザーは、以下の情報を含む本素材を当社に提供してはならないものとします。本項に違反して提供された本素材に起因して、当社に損害が生じた場合、当該ユーザーは当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

(1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシー等をはじめとする人格的利益を侵害する情報

(2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報

(3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報

(4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報

(5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報

(6) 犯罪を勧誘又は助長する情報

(7) 公序良俗に反する情報

(8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報

(9) 法令の定めに違反する情報

(10) 虚偽の情報

(11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

第8条 (知的財産権)

1. 本ホームページ上の情報・データその他のコンテンツに係る著作権及びその他の知的財産権は、本素材に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、ユーザーは、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。
2. 本素材に係る著作権は、当該ユーザーその他既存の権利者に留保されるものとします。
3. ユーザーが本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わず、当該ユーザーにおいてその損害を賠償するものとします。
4. ユーザーは自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみを本素材として当社に提供し、当社を通じて本ホームページを作成するものとします。なお、本素材を基に作成された本ホームページ上に掲載されたページに関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、ユーザーが、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第9条 (本ホームページの管理)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも本ホームページの内容の変更及びその公開の中止をすることができるものとします。
2. 当社は、前項の変更及び中止に関して本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第10条 (保証)

1. ユーザーは当社に対し、第7条第2項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していることを保証します。
2. ユーザーは当社に対し、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. ユーザーは当社に対し、本素材が、第7条第4項各号に掲げる情報を含まず、また適法なものであることを保証します。

第 11 条 （第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. ユーザーは、当社が本ホームページに関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供及びその他必要な協力をするものとします。
2. ユーザーは、当社が本ホームページに関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第 12 条 （免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことによりユーザー又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

- (1) 本ホームページに係るシステム・設備等（以下、総称して「本システム等」といいます。）に瑕疵がないこと
- (2) 本システム等に瑕疵が発見された場合に、当該瑕疵が修正されること
- (3) 本システム等がユーザーの特定の目的又は用途に適合すること
- (4) 本システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) 本システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 本素材が有効に保存されること、又は 消失、毀損若しくは破損しないこと
- (7) 本システム等の瑕疵、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) 本システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、ユーザーによる本サービスの利用の結果について、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第 13 条 （本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、事前にユーザーに通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。ただし、当社が緊急を要しないと判断した場合には、掲示等、その他当社が適当と判断した方法により、ユ

ユーザーに予告するものとします。

(1) 本システム等の保守・点検を行う場合

(2) 本システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(3) 本システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合

(4) その他当社が必要であると認める場合

2. 前項の中断又は停止により、ユーザー又は第三者に生じた損害について、当社は、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第 14 条 （個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、ユーザーの個人情報を開示することがあります。

第 15 条 （広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスをはじめとする当社の提供する商品・サービス等に関する広告、宣伝等のメールを、登録されたユーザーのメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、ユーザーは、あらかじめこれに同意します。

第 16 条 （公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、本素材、本ホームページ上のページその他ユーザーから提供された情報等を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第 17 条 （当社からの通知）

1. 当社は、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、ユーザーに対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。

2. 前項の方法で通知される事項は、当社が、電子メールを発信し、又は文書を発送した時

点からその効力を生じるものとします。

第 18 条 （権利義務の譲渡等の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 19 条 （反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っていると認められる関係を有すること

2. ユーザーは、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 当社は、ユーザーが前2項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

4. 当社は、前項の解除によりユーザーに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 20 条 （秘密保持）

1. ユーザー及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
- (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. ユーザー及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。

4. ユーザー及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 21 条 （損害賠償）

1. ユーザーは、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。

2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、ユーザーに対し、一切責任を負わないものとします。

3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近 3 ヶ月間に当社が当該ユーザーから現実的に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 22 条 （分離条項）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部があるユーザーとの関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他のユーザーとの関係では有効とします。

第 23 条 （準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 24 条 （合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 25 条 （残存条項）

ユーザーが本サービス利用を終了した場合であっても、第 6 条（本サービスの期間）第 2 項及び第 3 項、第 7 条（素材提供）、第 8 条（知的財産権）、第 11 条（保証）、第 13 条（免責）、第 15 条（個人情報の取扱い）ないし第 19 条（権利義務の譲渡等の禁止）、第 22 条（損害賠償）ないし本条の規定は、有効に存続するものとします。なお、第 21 条（秘密保持）の規定は、本契約終了後 2 年間有効に存続するものとします。

以 上

附則

2021 年 12 月 23 日 制定・施行

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和6年4月1日他				
表題	ボネクタ議会・政務活動				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	後援会活動と按分				
内容	ブログで県政報告の発信、全国地方議員勉強会のアーカイブ、地方議会議事録横断検索機能、世論調査メールマガジンで地方議員に何を求められているかを把握し、政務活動、議会活動に活用				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ議会・政務活動プラン2024年4月～10月	イチニ株式会社	81,774円	月額定額	111
	ボネクタ議会・政務活動プラン2024年11月～2025年3月	イチニ株式会社	58,410円	月額定額	56
	合計 140,184円 ※50%充当 70,092円				
備考	添付資料：金額、内容のわかるもの https://vonconnector.jp/gikai/ 4月から10月分は昨年度に一括支払い済みで、領収日が過去となっている。				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

料金について

政治活動部分と政務活動部分を整理し、
料金も切り分けました。

プラン	料金	政治活動費分 (実負担額)	政務活動費充当可能分 ※按分比率等により変更
都道府県	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
政令指定都市	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
特別区	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
中核市	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
一般市	6,400円(税抜)	640円(税抜)	5,760円(税抜)
町	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)
村	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)

— その他オプションメニュー —

更新作業代行サービス

月額 12,000円 ～ ※複数プランあり

広報広聴仕様のネット広告

バナー画像・YouTube動画・SNS配信
サブスクプラン、スポット広告も

Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- ① 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- ② 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp>) に掲載されます。
- ④ 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- ⑤ 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- ⑥ 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- ⑦ 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- ⑧ 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- ⑨ 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- ⑩ 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求めている情報をいいます。
- ⑪ 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することがあります。
- ⑫ 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとなります。
- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続きをとならなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することができ、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができ、会員は、会員登録時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本規約の効力に主張することはできません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本契約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名称変更、売買、買入れ等をし、又は使用させてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員は、ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp>) に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを提供することができ、
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるところ、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。

(1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。

(2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合

会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。

この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。

5. 前項の差額の支払い額は、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。

6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前まで】に会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。

2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員登録の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 会員登録をした者が実在しない場合
- (2) 本人でないことが判明した場合
- (3) 過去に会員登録を取り消されたことがある場合
- (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
- (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
- (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
- (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
- (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
- (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
- (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
- (11) 本規約に違反した場合
- (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
- (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞り処分な

どを受けた場合

- (14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらこれらの申し立てを受けた場合
- (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
- (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその譲渡をした場合
- (17) 事業の停止若しくは廃止（休業を含みます。）、又は解散の決議をした場合
- (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合

(19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合

2. 前項により会員登録を取り消された場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員登録の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 8 条（会員登録の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員登録を喪失するものとします。

- (1) 前条により会員登録を取り消された場合
- (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
- (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
- (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）
- (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
- (6) 上記のほか、当社が会員登録を喪失させることが適切と判断した場合
- 2. 前項に基づき会員登録を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
- 3. 当社は、会員登録の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 9 条（会員登録の抹消）

- 1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。
- 2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員登録資格を失います。
- 3. 第 1 項による会員登録抹消のほか、会員登録の取り消し又は会員登録の喪失によっても会員登録は抹消されます。
- 4. 当社は、会員登録抹消の日から 30 日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。
- 5. 掲載情報の取扱いは、会員登録抹消後も第 10 条の定めに従うものとします。

第 10 条（利用許諾）

- 1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾を含む。）するものとします。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報源と組み合わせ、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前 3 号の利用を再許諾すること
- 2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Web サイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
- 3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権人行使させないようにする

ものとし、

第11条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができず、
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第12条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携先の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるとします。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第13条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第14条 (掲載等の中止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるとします。
 2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。
- #### 第15条 (第三者からの問い合わせ、クレーム等)
1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするとします。
 2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第16条 (禁止行為)

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

(5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為

(6) 当社又は第三者のデータを、改ざん、消去等する行為

(7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為

(8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為

(9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

(10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為

(11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

(12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為

(13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為

(14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為

(15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第1項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第17条 (掲載禁止情報)

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとします。

(1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報

(2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報

(3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがせを目的とする情報

(4) 複製販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報

(5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報

(6) 犯罪を勧誘又は助長する情報

(7) 公序良俗に反する情報

(8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報

(9) 法令の定めに従反する情報

(10) 虚偽の情報

(11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更、削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ベレーズ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含む）を賠償するものとします。

第18条 (命.督)

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム、設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容及との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
- (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
- (3) システム等が会員の特定の特定の目的又は用途に適合すること
- (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は消失若しくは毀損しないこと
- (7) システム等の契約不適合、障害、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に對し、一定の時間内に答覆すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、また、いかなる責任も負わないものとします。

5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に際しては会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地震、火災、ストライキ、通信停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の変更、火災、ストライキ、通信停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

6. 本サービスの利用に際し、会員が他の会員と間でトラブル（本サービスの内外を問はず）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条 (利用環境の整備)

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第20条 (第三者との紛争)

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条 (知的財産権)

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載資料に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとし、当社は、会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、
3. 会員は自ら著作権等の必要な知的財産権を有する、又は必要と認められた情報のみ、会員へサービス等に掲載されるものとします。なお、掲載情報に関して、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条 (本サービスの提供の中断・停止)

1. 当社は、次の各号に記載する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができます。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サービス上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。

- (1) システム等の保守・点検を行う場合
- (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合

- (4) 火災、落電等の事故、地震、洪水等の災害、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
- (5) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止する場合
- (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
- (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条 (本サービスの変更又は廃止)

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条 (公的機関への情報の提供)

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるとしています。

第25条(個人情報取扱い)

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとしてします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づき請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条 (広告伝メールの配信)

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条 (当社からの通知)

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

附則

2016年11月1日 制定・施行
2018年12月4日 改定
2020年3月31日 改定
2023年9月8日 改定

第37条 (適用範囲)

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」(以下「本プラン」といいます。)を利用する会員(以下「本プラン会員」といいます。)については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費(地方自治法第100条第14項)の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」といいます。)に該当するかどうかについては一切保証しません。本プランの会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付(按分比率を含む。)について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を負いません。

第38条 (プランの変更に関する特約)

1. 本プランにかかる契約期間(第6条参照)にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、設けた日の翌月から本サービスのプランを変更することができ、(以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。)。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項(以下「プラン変更事項」といいます。))に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づき本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることではできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後その見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めたとおりとします。

第39条 (本プランにおける免責)

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録(以下「対象議事録」といいます。))の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

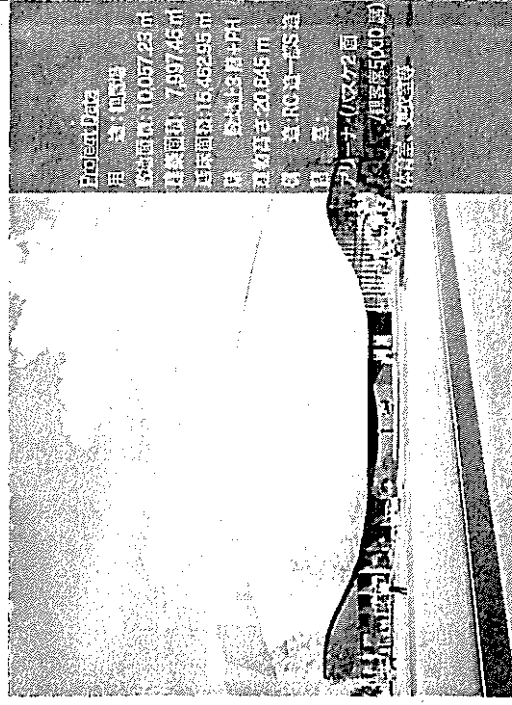
政務活動記録簿（県外・県内視察）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 6 年 5 月 9 日（木）・5 月 1 0 日（日）				
政務活動先	国交省 防衛省 オープンハウスアリーナ太田 横浜 BUNTAI				
政務活動の目的	奈良県の総合防災体制における課題や道路事業、災害時の自衛隊の対応。 国スポに向けての新アリーナ整備についての調査や研究を行った。				
相手方	国土交通省 航空局安全部安全対策課 小型航空機安全対策官 佐考昌平氏 専門官 田畑勉氏 道路局企画課 道路経済調査室 課長補佐 野村文彦氏 国道・技術課 直轄高速係長 杉原大介氏 防衛省 統合幕僚幹部 参事官付企画官 上野和人氏 防衛装備庁 プロジェクト管理部事業管理官付 調整係長 高木翔汰氏 太田市 文化スポーツ部スポーツ施設管理課 課長 小此木淳氏 株式会社 YOKOHAMA 文体 部長 浅原誠治氏 横浜武道館 館長 大山圭子氏 横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部長 熊坂俊博氏 スポーツ振興課担当課長 平野直人氏				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	国土交通省 防災拠点における航空機の離着陸や進入ルート確保、災害時・緊急時の運用に関する基本的な考え方について説明を受けた。あわせて、航空法の枠組み、高規格道路整備の目的と必要性、道路建設における広域的な物流・避難・救援活動との関連性について理解を深めた。 防衛省 CH-47 ヘリコプターの運用概要、群馬県内の飛行場における災害時活用の事例、能登半島地震での活動内容などの説明を受けた。災害派遣における自衛隊の出動要件、物資輸送における優先順位の考え方など、実際の運用に即した知見を得た。 オープンハウスアリーナ太田（群馬県太田市） アリーナの多用途性に加え、災害時の物資集積拠点としての機能、周辺施設との動線や導線の確保など、運営実務と防災を両立した設計について視察。開放感のある構造と市民利用の両立が図られていた。 横浜 BUNTAI（横浜文化体育館） スポーツ・音楽イベント双方に対応した多用途設計に加え、隣接ホテルとの連携など、民間視点を取り入れた効率的な設計が印象的であった。武道館部分は約 3,000 人規模の収容力があり、市民利用にも適した設計となっていた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国交省 防衛省	新幹線（往路）	新大阪～東京	14,520 円	39
	帰路	新幹線（復路）	新横浜～新大阪	14,390 円	40
	国交省 防衛省	JR 西日本	王寺～新大阪	660 円	41

	太田アリーナ	特急	北千住～太田	2,250 円	42
	横浜ブンタイ	特急	太田～北千住	2,250 円	44
	帰路	JR 西日本	新大阪～王寺	660 円	45
	宿泊費	10,400 円			43
	合計 45,130 円 ()				
備考	添付資料：資料など				

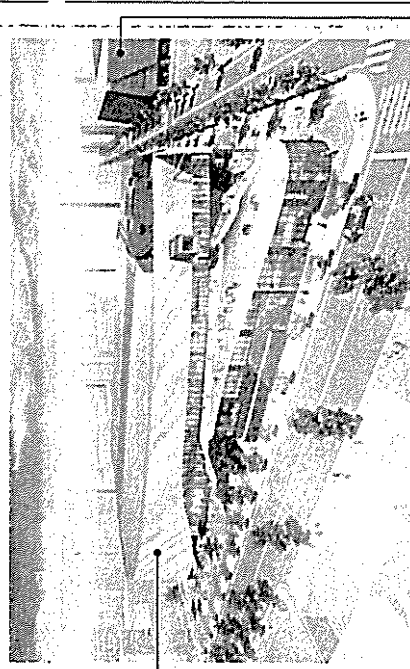
注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

UNFANTASY

横浜 文化体育館の歴史を継承し、文化・人・まちをつなぐ横浜BUNTAI



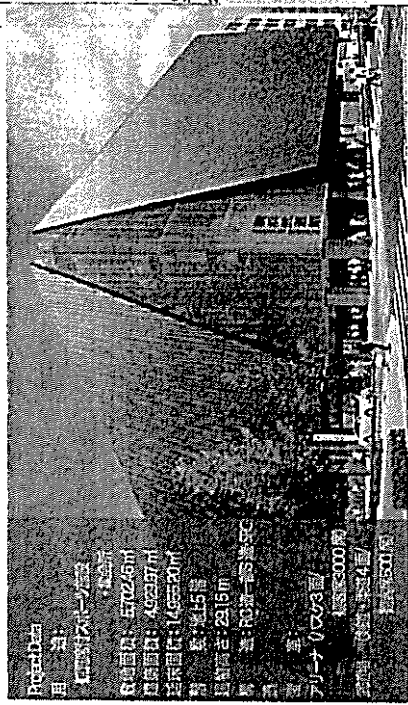
ProBridgeway
用 量: 40.5磅
乾式面積: 10,057.23 sq ft
4 吋深厚度: 7,997.45 sq ft
1 吋深厚度: 15,462.95 sq ft
乾式重量: 20,445 磅
乾式厚度: 20.645 吋
領 有: RD-1-85 通
目 量:
アリーナ (4x2x2 面)
用重量: 500 磅
乾式重量: 40.5 磅



Sub ARENA

橫濱武道館

北條の精神性を擧げ、文化・人・まちをつなぐ横浜武蔵野

[illegible]

Concept

国内外をつなぐまちづくりをリードし、スポーツ・音楽による新たなム・ブメントを発信するまちへ

「文化・人・まちをつなぐ」ユナイテッドスクエアを背景



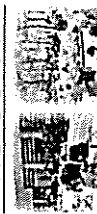
人と文化をつなぐ

「集密力」と「発色力」の向上
興業に特化した集密力が高いコンデンツで人々を呼び込み、賑わいを創出するとともに、地域経済に波及していく貢献を展開します。



人と人をつなぐ

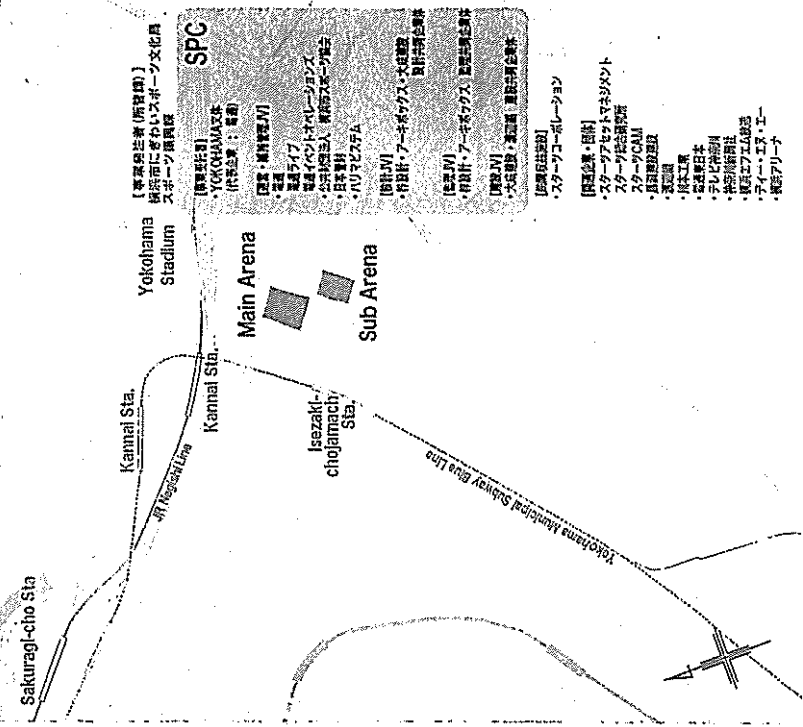
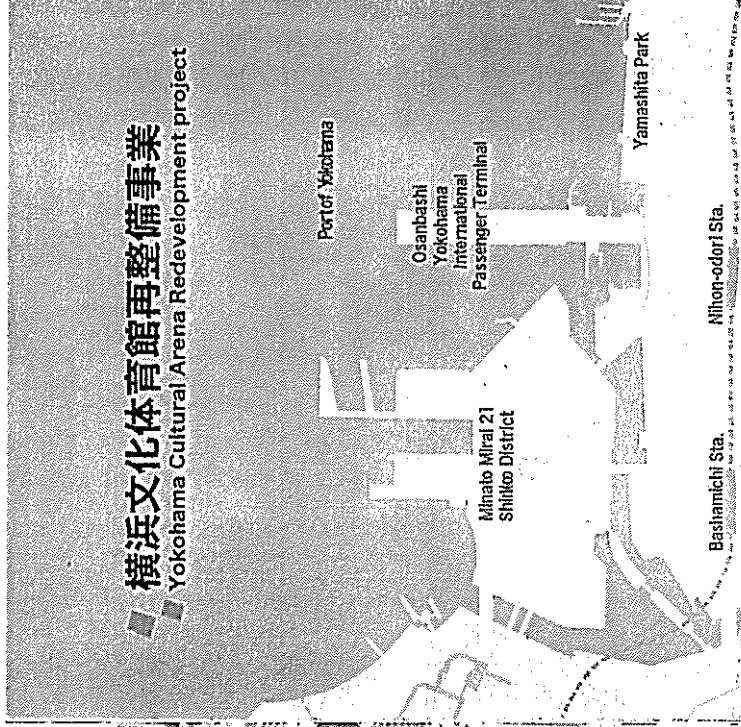
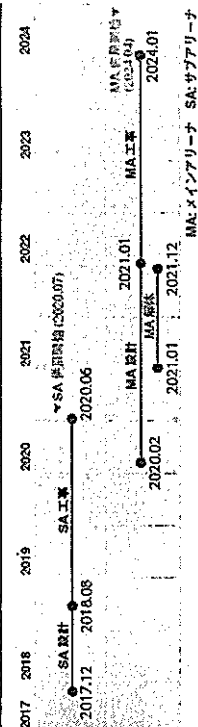
「コミュニティと『賑わい』の形成」の題で、周辺地域メディアとの連携、周辺のスポーツ施設との連携によりスポーツとエンタテイメントによるタウンマネジメントを導きます。

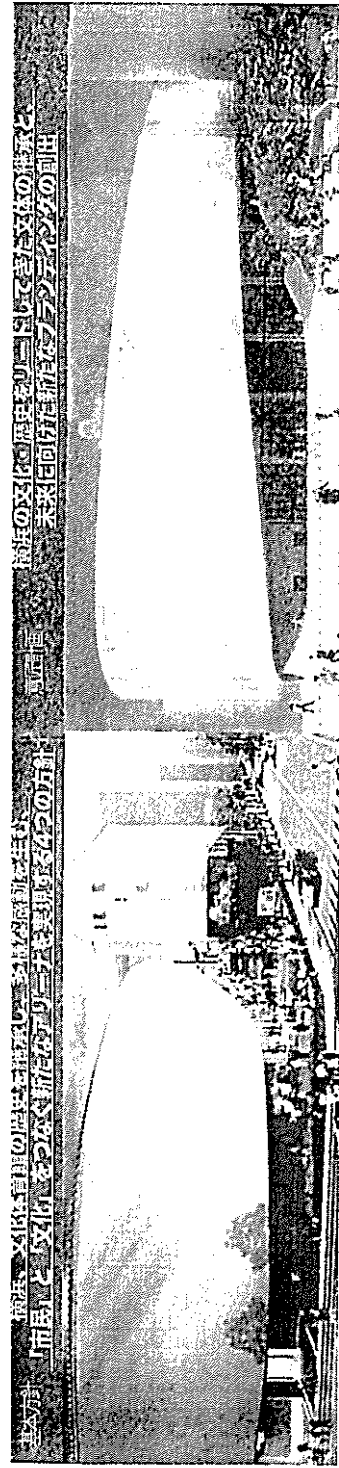


人とまぢをつなぐ

「市長」の言葉が、まちづくりと回遊性の強化を都市と連携した広場とプロムナードを設け、市民の日常の交際の場を形成し、まちに開かれた施設を実現します。

Schedule:





01.まちづくりの発展として、交流と集客を生む「シンボリックアリーナ」
・観客とステージ空間の一体感を生む「両面型アリーナ」
・人々を引き込み、まちづくりの象徴となる外観デザイン
・地域に開き、賑わいと交流の象徴となる広場



02.観客に多様な雰囲気と感動を生む「ハイパフォーマンスタジアム」
・観客席のハイパフォーマンスを最大限引き出すアリーナ
・「みる」・「聴く」・「感じる」の3つの次元に特化した「魅せるアリーナ」
・新たなスポーツ観戦を提議するプレミアムフロア



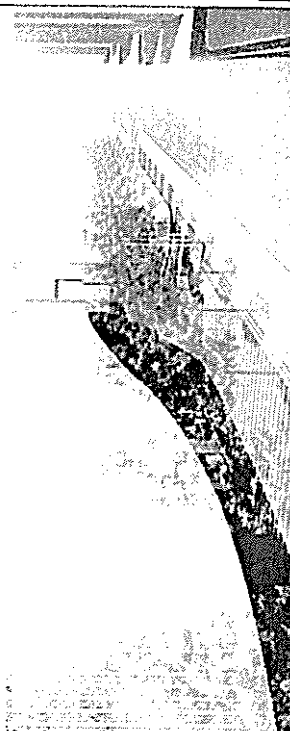
03.多様な興行利用に特化した最先端の「エンターテインメントアリーナ」
・高水準のインフラ設備を有する劇場型アリーナ
・多様なイベント運営を可能とする機能的なバックヤード
・イベントのない日でも多様な活用が可能な施設計画



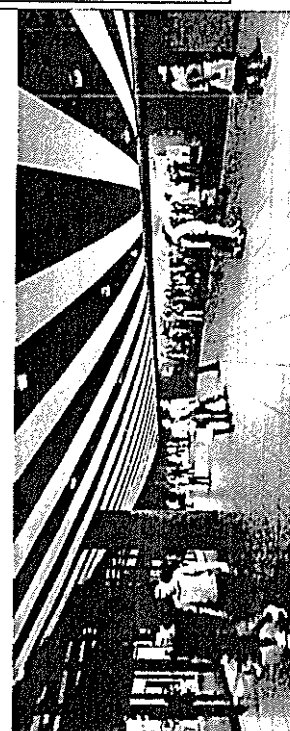
04.多様なニーズに応え、多様な活用が可能な「フレキシブルアリーナ」
・フレキシブルな利用が可能な体育館
・汎用性のある駐車場エリア
・イベントニーズに応えるWC計画



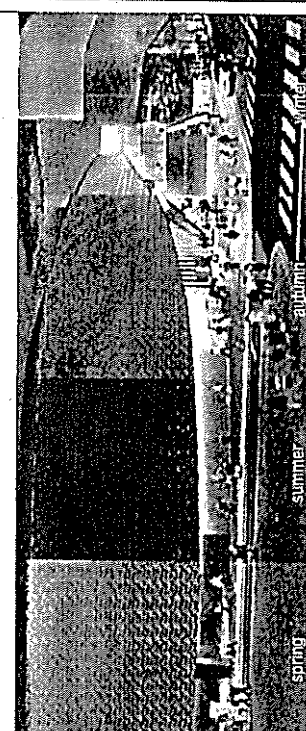
05.文化の歴史と未来に向けた演出をイメージする運営ファサード
風になびく傾斜のゆらぎをイメージしたデザインとし、
見る場所や時間によって見え方の異なる、移ろいめる風景を演出



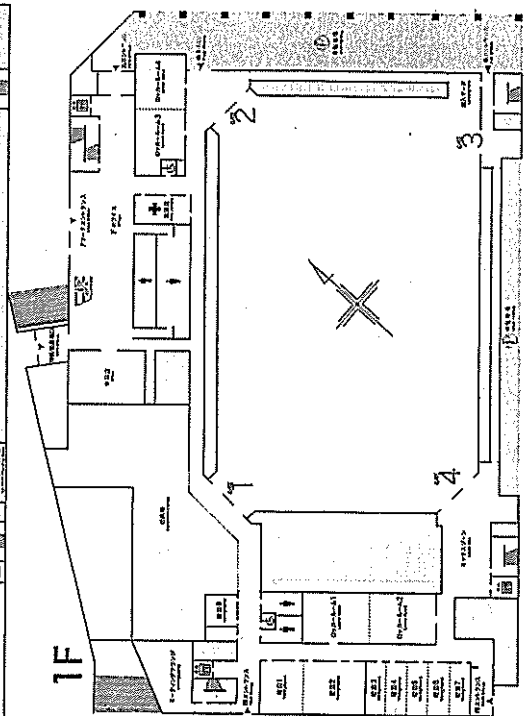
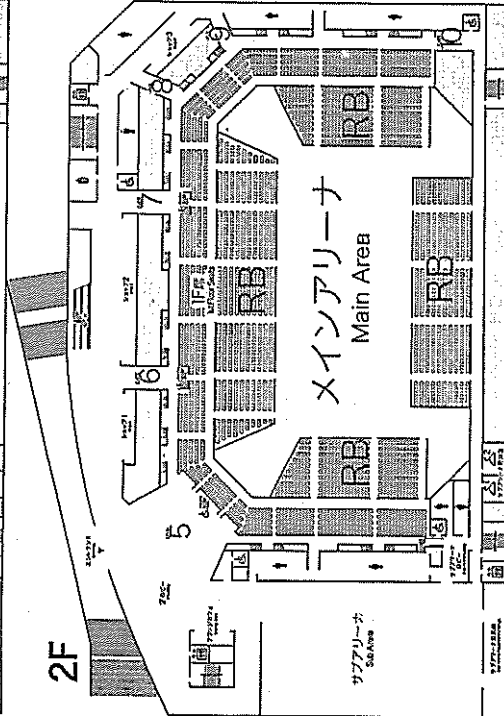
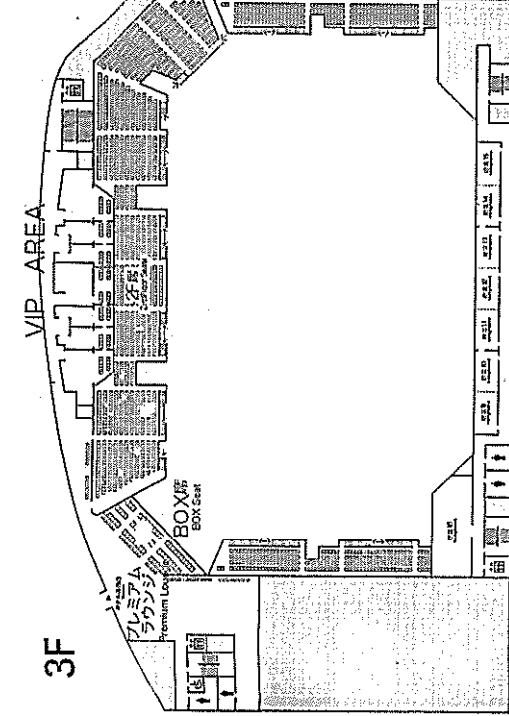
06.この地に流れる時間を刻みさせるランドスケープ
旧文庫でも広場及び階段に使われていた、横浜市の電の敷石を継承し、
この地に流れる時間を刻みさせるデザイン



07.無彩色を基調とする内装計画
共用部は無彩色を基調とした配色とすることで、
イベントに合わせて演出を引き立たせるデザイン



08.歴史を響かすライティング
足元に広がる館内の歴史と、この先の未来へと突き進むイメージをライティングによって繋ぎ、
イベントに合わせた様々な演出を演出



施設利用料金表

利用時間	利用人数	時間別料金				
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	22:00-27:00	27:00-31:00
大会・練習	平日	6,600	12,100	9,900	27,500	36,300
	土曜	8,800	15,950	13,200	37,500	49,500
	日曜	17,600	31,900	26,400	72,600	94,800
	その他	23,100	41,800	34,650	94,600	124,400
大会・練習	平日	73,700	133,650	122,650	303,600	394,900
	土曜	95,700	173,800	159,500	394,900	514,200
	日曜	191,400	347,600	281,450	781,000	1,014,200
	その他	248,600	451,550	361,250	914,200	1,194,200

利用時間	利用人数	時間別料金				
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	22:00-27:00	27:00-31:00
大会・練習	平日	2,200	2,200	1,760	9,350	12,440
	土曜	2,750	2,750	2,200	11,550	15,400
	日曜	3,300	3,300	2,640	13,750	18,200
	その他	4,400	4,400	3,520	18,475	24,640
大会・練習	平日	6,600	6,600	5,280	27,500	36,300
	土曜	8,800	8,800	7,040	37,500	49,500
	日曜	17,600	17,600	14,080	72,600	94,800
	その他	23,100	23,100	18,480	94,600	124,400

利用時間	利用人数	時間別料金				
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	22:00-27:00	27:00-31:00
大会・練習	平日	1,100	1,100	880	4,675	6,220
	土曜	1,400	1,400	1,120	5,825	7,770
	日曜	1,800	1,800	1,440	7,475	9,920
	その他	2,200	2,200	1,760	9,125	12,170
大会・練習	平日	3,300	3,300	2,640	13,750	18,200
	土曜	4,400	4,400	3,520	18,475	24,640
	日曜	5,500	5,500	4,400	23,100	30,800
	その他	6,600	6,600	5,280	27,500	36,300

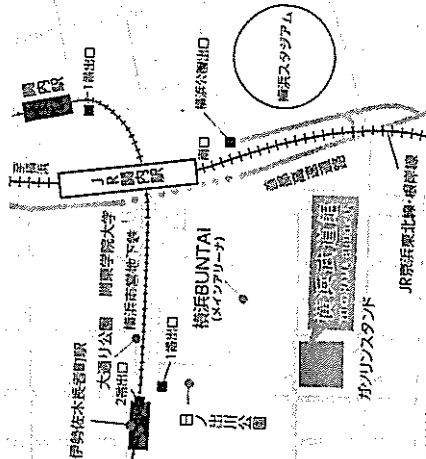
利用時間	利用人数	時間別料金				
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	22:00-27:00	27:00-31:00
大会・練習	平日	1,100	1,100	880	4,675	6,220
	土曜	1,400	1,400	1,120	5,825	7,770
	日曜	1,800	1,800	1,440	7,475	9,920
	その他	2,200	2,200	1,760	9,125	12,170
大会・練習	平日	3,300	3,300	2,640	13,750	18,200
	土曜	4,400	4,400	3,520	18,475	24,640
	日曜	5,500	5,500	4,400	23,100	30,800
	その他	6,600	6,600	5,280	27,500	36,300

利用時間	利用人数	時間別料金				
		9:00-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	22:00-27:00	27:00-31:00
大会・練習	平日	1,100	1,100	880	4,675	6,220
	土曜	1,400	1,400	1,120	5,825	7,770
	日曜	1,800	1,800	1,440	7,475	9,920
	その他	2,200	2,200	1,760	9,125	12,170
大会・練習	平日	3,300	3,300	2,640	13,750	18,200
	土曜	4,400	4,400	3,520	18,475	24,640
	日曜	5,500	5,500	4,400	23,100	30,800
	その他	6,600	6,600	5,280	27,500	36,300

※利用時間：大会、練習、その他利用は、時間外利用料金をお支払いいただきます。
 ※時間外利用料金は、時間外利用料金（時間外利用料金）に、1日あたりの利用料金の額に12分の1を乗じて算出され、それ（11.25）を乗じて算出されます。
 ※当日を越えて、翌日の大会・練習の予約は、当日利用料金とします。
 ※翌年（12/29-1/3）は、土日祝日料金を適用します。
 ※翌日は前日の夜に開く運送の運送料金を適用します。
 ※運送料金は、運送料金を適用する日とします。

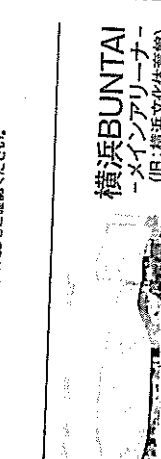
（利用予約）
 一般利用：運送料、多目的室は予約システムより予約してください。
 アリーナの利用に際してはお問い合わせください。
 ※大会、大会期間については優先予約が可能です。詳細はご確認ください。

アクセス



電車でお越しの方
 JR東横線 磯子駅 南口から徒歩6分
 横浜武蔵野線 磯子駅 南口から徒歩10分
 横浜武蔵野線 磯子駅 南口から徒歩4分
 お車でお越しの方
 首都圏道路神奈川号 磯子ICから徒歩2分

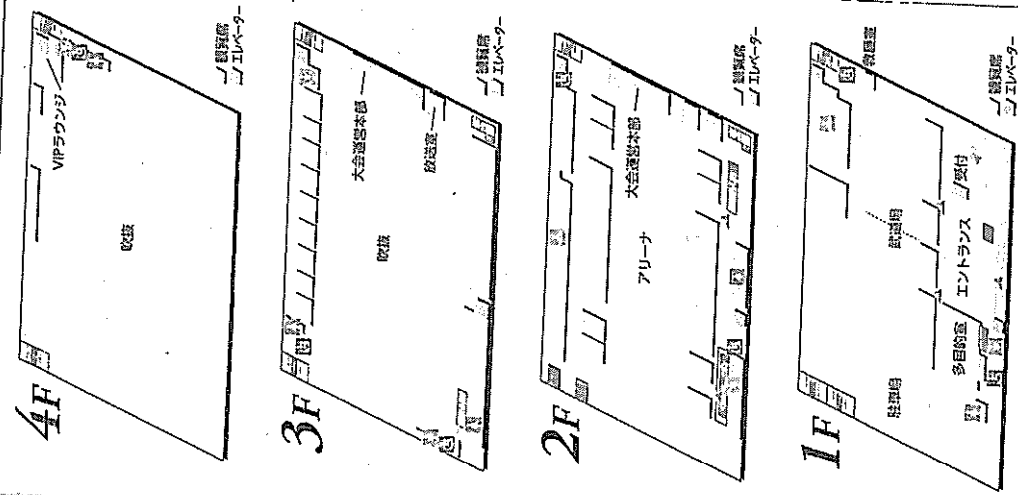
横浜武蔵野線
 〒231-0028 横浜市中区磯子2-9-10
 TEL: 045-226-2100
 FAX: 045-226-2110
 Mail: yokohama-budokan@yspc.or.jp
 WEB: https://www.budokan.buntai.jp/
 【開館時間】9:00~22:00
 ※休館日は不定日となります。詳しくはWEBをご覧ください。



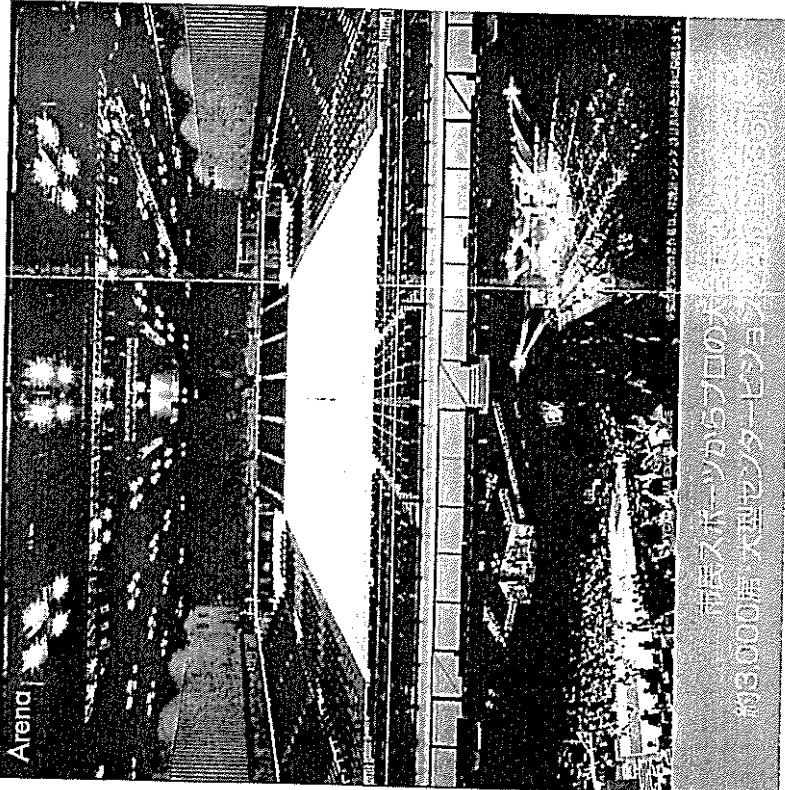
横浜BUNTAL
 -メインアリーナ-
 (旧:横浜文化体育館)
 2024年4月オープン予定
 本施設は、横浜BUNTALの運営により、横浜文化体育館の跡地に建設されます。

株式会社YOKOHAMA文体

フロアマップ



アリーナ | 2F



市民スポーツからプロの大会まで 約3,000席 大型センターピシジョン

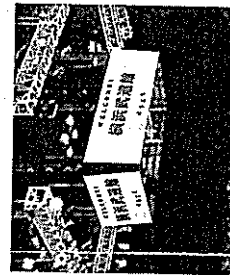
国際スポーツ大会や興行イベントまで楽しめる施設です。観覧席は約3,000席、大型ピシジョンも完備で、プロチームの試合やコンサート、展示会など、様々なシーンでご利用いただけます。

面積：2,622㎡ (38×69m)
天井高：14.5m

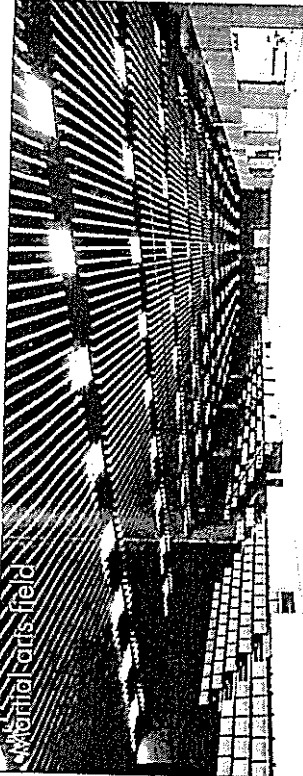
観覧席：2階 移動観覧席 1,312席
スタッキング席 562席

3階 固定観覧席 580席 (5チ草椅子席14席)
移動観覧席 520席

VIPラウンジ：4階 (VIPコーナーに16席)



武道場 | 1F



Memorial-arts field

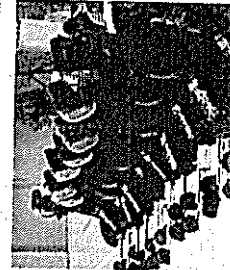
横浜武道の新しい聖地へ！ 大会 団体利用の他イベント等にも使用可能！

横浜に新しく誕生した本格的な武道場。武道4面分のスペースに約500席の観覧席を備えた施設です。武道の大会や練習利用だけでなく武道以外での利用も可能です。

面積：864㎡ (16×54m)
天井高：4.5m

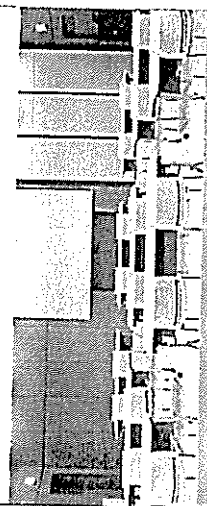
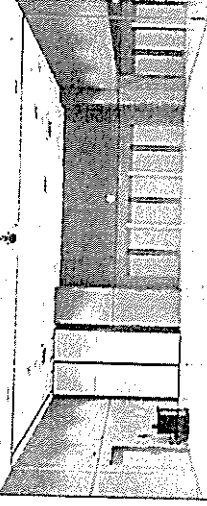
観覧席：503席 (5チ草椅子席5席)
移動観覧席：2分席

※床面に武道用の茶5かい木材を使用しているため、はだし、くつ下でのご利用になります。武道以外でのご利用も可能ですので、ご相談ください。



多目的室 | 1F

Multipurpose room



大人数から小人数まで幅広く利用可能 フロアエタ-利用による会議・研修も！

ダンスや体操・エアロビクスなどの室内運動や、会議・研修など手軽に楽しめる施設です。壁に鏡が貼られているので、ダンス系の科目での利用に最適。また、スクリーンやプロジェクターを使用した会議や研修会でもご利用いただけます。

※防音仕様では無いため音を出される利用の際はご注意ください。

面積：189㎡ (11.2×16.9m) / 天井高：4.5m / 移動観覧席：3分席

パーティション仕切りで3パタ-の利用が可能！

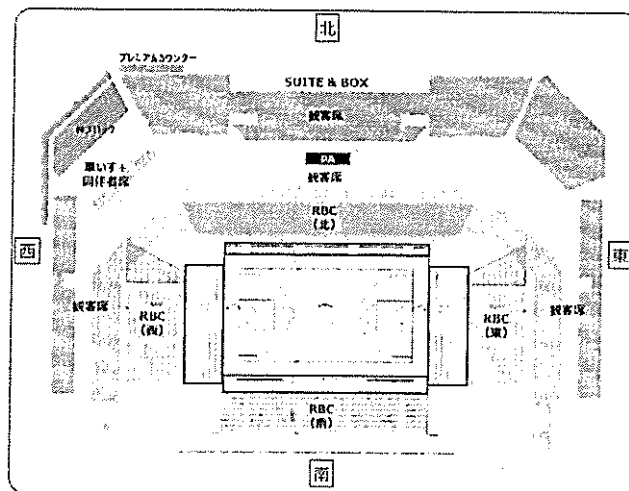
全面 (3面) 2面 (2分席) 1面 (1分席)



※移動観覧席は、様々なニーズに対応するため、お好みの配置に調整することが可能です。お気軽にご相談ください。

レイアウト例（バスケットボール：1面）

BUNTAI

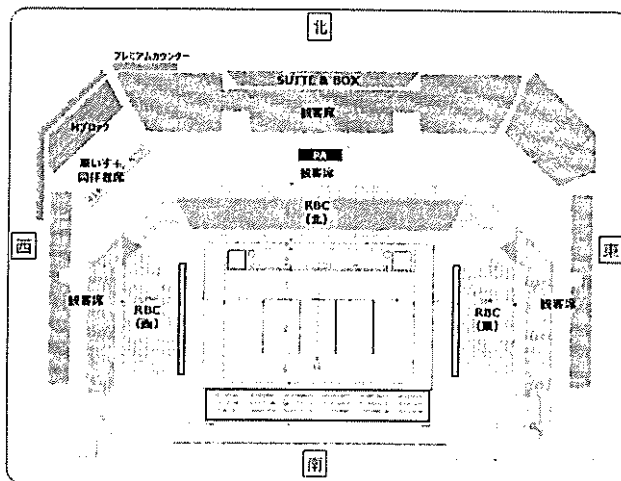


3F	SUITE / BOX / M7077 プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席分含まず)	1,066席
2F	車いす席 車いす同伴者席	7席 7席
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スクランブルチェア (仮設席) 車いす席 車いす同伴者席	389席 16席 16席

総合計（車いす席/同伴者席含む） 5,040席

レイアウト例（バレーボール（6人：1面））

BUNTAI

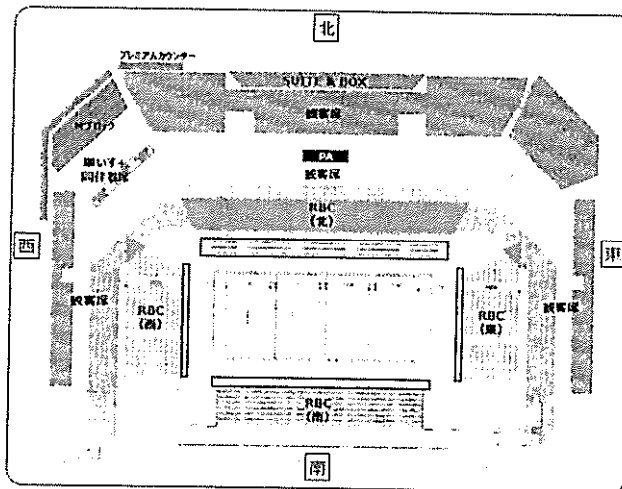


3F	SUITE / BOX / M7077 プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席分含まず)	1,066席
2F	車いす席 車いす同伴者席	7席 7席
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,390席
アリーナ	スクランブルチェア (仮設席)	300席

総合計（車いす席/同伴者席含む） 4,527席

レイアウト例 (卓球：4面)

BUNTAI

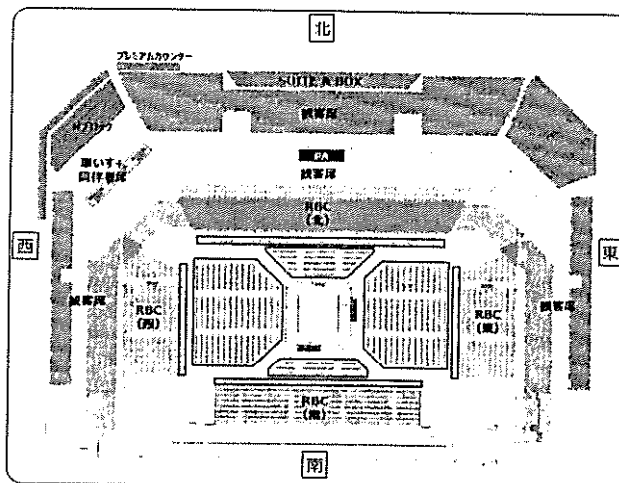


3F	SUITE / BOX / MZブロック プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席含まず)	1,066席
2F	車いす席 車いす同伴者席	7席 7席
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スタンディングチェア (仮設席)	313席

総合計 (車いす席/同伴者席含む) **4,932席**

レイアウト例 (格闘技等)

BUNTAI

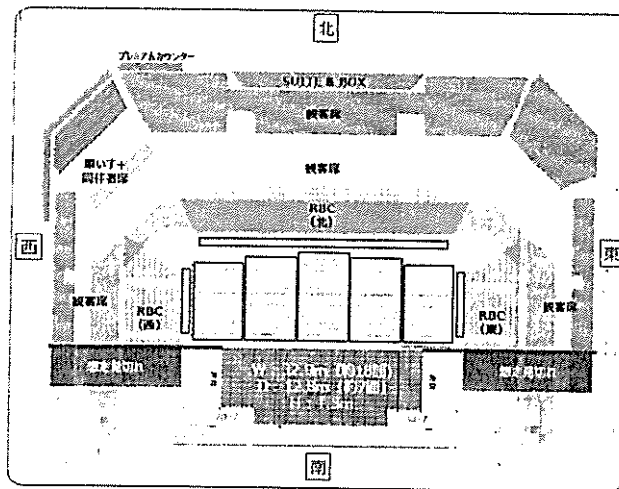


3F	SUITE / BOX / MZブロック プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席含まず)	1,066席
2F	車いす席 車いす同伴者席	7席 7席
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スタンディングチェア (仮設席)	1,163席

総合計 (車いす席/同伴者席含む) **5,782席**

レイアウト例（エンドステージ）

BUNTAI



3F	SUITE / BOX / M2Dック プラットフォーム=167席	
3F	一般席	1,552席
2F	一般席	976席
2F	車いす席 車いす同伴席	7席 7席
RBC	ロールバックチェア (可動式客席)	1,160席
アリーナ	スクランブルチェア (仮設席)	1,165席

総合計（車いす席含む） 5,034席

(仮称)市民体育館建設事業 概要

1 経緯

太田市運動公園市民体育館は、昭和56年5月に東毛地区随一の規模を誇る屋内スポーツ施設として整備され、以来、各種スポーツ団体が主催する競技大会などに利用され、多くの市民に親しまれてきた。

しかしながら、竣工以来39年が経過し、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合が発生するなど施設運用上支障がある状況であった。また、令和元年東日本台風(台風19号)では、代替避難所として活用されたが、雨漏り等により避難所対応に課題を残した。

こうしたことから、市民体育館の建替えを実施し、避難所拠点として備蓄品等を充実させることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設として安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、さらには、スポーツを通じた経済活性化や地域活性化を実現する基盤として市域に効果を発現させ、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指すこととした。

2 事業期間

令和2年度～令和5年度(4か年の継続事業)

- | | |
|----------------|---------------|
| ・令和2年4月～6月 | 設計・施工一括プロポーザル |
| ・令和2年8月～令和3年6月 | 設計業務委託 |
| ・令和3年6月～令和5年4月 | 施工 |

3 事業費

総事業費 8,250,000千円

【補助金等】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・地方創生拠点整備交付金 | 1,000,863千円(内閣府) |
| ・市町村有競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金 | 100,000千円(群馬県) |
| ・企業版ふるさと納税 | 約4,400,000千円(一般企業) |

4 業者選定

設計・施工一括プロポーザルにて、選定委員会(委員5名)により業者を特定
特定業者 関東・梓特定建設工事共同企業体

5 施設のコンセプト

- スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設
 - ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
 - ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設
- 避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設
 - ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
 - ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
 - ・インフラ遮断時にも3日間程度 施設機能を維持できる設備
- 地元チームのホームアリーナとして、「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設
 - ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
 - ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
 - ・賑わいを生む連携された エントランス 広場 サブアリーナ

6 建設概要

- ①施設名称 : 太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)
- ②建設場所 : 太田市運動公園 旧サブグラウンド(太田市飯塚町1059番1地内:国有地)
- ③構造規模 : 鉄筋コンクリート造(RC造)一部鉄骨造(S造)及び鉄筋鉄骨コンクリート造(RSC)
地上3階建
- ④建築面積 : 7,327.23㎡
- ⑤延床面積 : 10,611.61㎡
- ⑥アリーナ仕様

	メインアリーナ 約 2,140 ㎡ 天井高 12.5m	サブアリーナ 約 630 ㎡ 天井高 12.5m
バスケットボールコート	国際基準センターコート1面 市民利用3面	市民利用 1面
バレーボールコート (6人制)	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バドミントンコート	公式試合用 12面	市民利用 4面

⑦メインアリーナ客席数

- ・1階 ロールバック席 1,752席
- ・2階 固定席 2,793席 車いす席 26席
- ・3階 ボックス席・ラウンジ席 129席 (合計:4,700席)

※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メディア席(15席)を除いた5,027席を確保

⑧主な設備

- ・全館空調設備(一部停電時利用可)
- ・エレベータ設備
- ・非常用発電設備 72時間稼働可
- ・受水槽 雑用水槽 汚水貯留槽
- ・大型センタービジョン(4面3段昇降式)
- ・アリーナの演出照明・音響設備

「企業版ふるさと納税を活用した地方創生の拠点となるアリーナの整備」
～太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)～」

群馬県太田市



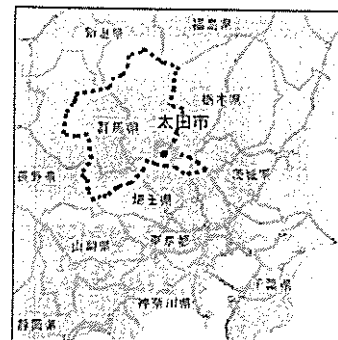
太田市の概要

■ 位置 関東平野の北部、群馬県南東部に位置する。

■ 人口 約22万人で高崎市、前橋市に次いで県下第3位

■ 産業 SUBARUの企業城下町で、
製造品出荷額が約3兆円と全国有数の
工業都市

■ 課題 人口減少、若者・女性の転出超過、
域内消費（観光消費）額の少なさ など



建設の背景

■施設の老朽化

・自然災害

- ・既存市民体育館の老朽化、大規模改修または建て替えを検討していた。
- ・令和元年東日本台風被害により、早期に建て替えることとして検討が進んだ。

■地方創生

- ・太田市版総合戦略でシティプロモーションや交流人口・関係人口の獲得を目指し各種施策に取り組んでいた。
- ・新体育館の整備を機にプロスポーツチーム誘致も視野に入れ、「スポーツによる持続可能なまちづくり」を掲げ地域の活性化を目指すこととした。

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

2

建設の背景

■国の施策

- ・地方創生拠点整備交付金、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）などを活用し、施設を核とした地方創生を行う。
- ・単に建て替えるのではなく、「観るスポーツ」や「スポーツ以外の興行」にも対応し、地域の域内消費拡大（＝経済波及効果、経済の維持）や市民の愛着度・シビックプライドの醸成（＝若者・女性の定着、Uターン）、シティプロモーション・ブランド化（＝交流人口・関係人口の増加、Iターン）に資する拠点施設として整備することとした。
- ・特に、企業版ふるさと納税について、2020年度税制改正により最大で寄附額の9割が軽減されるなど、より使いやすい仕組みとなったことが後押しとなった。

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

3

事業手法等

■ 従来方式（指定管理者制度）

■ ネーミングライツ

建設費内訳のイメージ

○一般的な市民体育館

…合併特例債など自主財源による整備

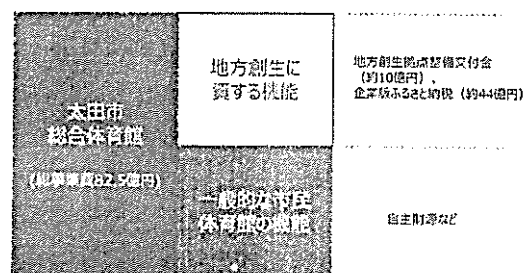


○地方創生・地域活性化に寄与する機能

…地方創生拠点整備交付金・企業版ふるさと納税

（地方創生応援税制）を活用する。

（建設費内訳のイメージ）



<https://www.city.ota.gunma.jp/>

4

事業スケジュール

・太田市総合戦略において「市のブランド力向上」を掲げる。

・既存市民体育館の改修・建替検討を進める。

■ 2019年10月 令和元年東日本台風発生

・次期総合計画や次期総合戦略で「スポーツによるまちづくり」を盛り込む。

■ 2020年1月 地域再生計画認定申請、地方創生拠点整備交付金申請

■ 2020年3月 地域再生計画「スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト」認定、 地方創生拠点整備交付金交付決定内示

4月 設計・施工一括プロポーザル公募手続き開始

7月 太田市と群馬クレインサンダーズとの包括連携協定締結

■ 2021年5月 OTAアリーナ（仮称）建設計画正式発表

7月 建設工事着手（～2023年4月まで）

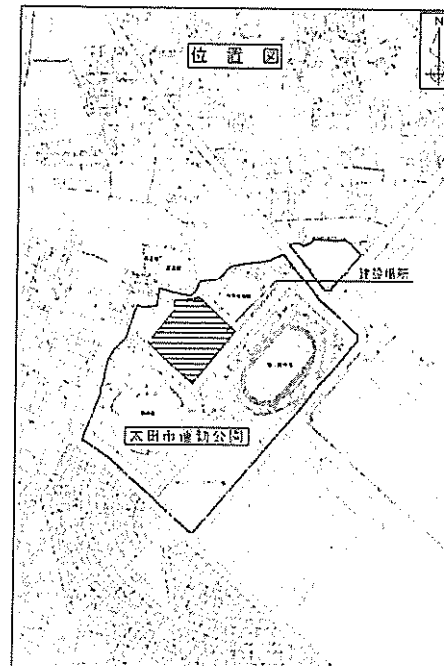
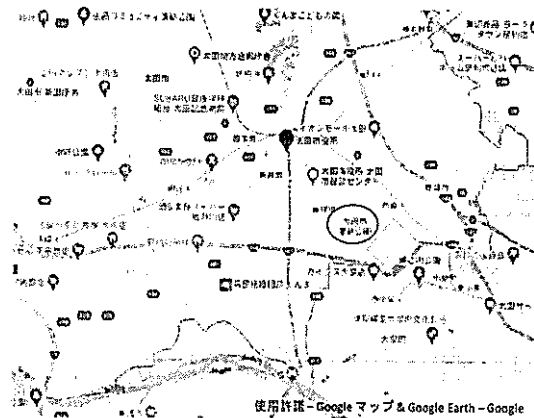
ホームタウン正式移転発表

※2021度から企業版ふるさと納税を活用

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

5

案内図



<https://www.city.ota.gunma.jp/>

6

計画コンセプト

■ スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設

- ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設

■ 避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設

- ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
- ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
- ・インフラ遮断時にも、3日間程度施設機能を維持できる設備

■ 地元チームのホームアリーナとして「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設

- ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
- ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
- ・賑わいを生む連携された、エントランス・広場・サブアリーナ

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

7

施設概要

■ 構造規模 鉄筋コンクリート造(RC造)一部鉄骨造(S造)及び鉄筋鉄骨コンクリート造(RSC) 3階建て

■ 建築面積 7,327.23㎡

■ 延床面積 10,611.61㎡

■ アリーナ仕様

競技種目	メインアリーナ 約2,140㎡ 天井高12.5m	サブアリーナ 約630㎡ 天井高12.5m
バスケットボール	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バレーボール (6人制)	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バドミントン	公式試合用 12面	市民利用 4面

■ メインアリーナ客席数

4,700席(うち車いす席26席)

※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メディア席(15席)を除いた5,027席を確保

■ 主な設備

- ・全館空調設備(一部停電時利用可)
- ・エレベータ設備
- ・非常用発電設備(72時間稼働可)
- ・受水槽 雑用水槽 汚水貯留槽
- ・大型センタービジョン(4面3段昇降式)
- ・メインアリーナの演出照明・音響設備

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

8

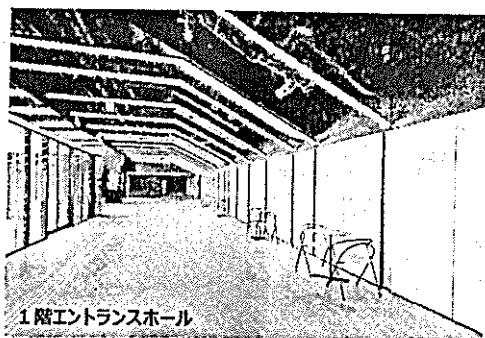
施設外観



<https://www.city.ota.gunma.jp/>

9

施設内観②



1階エントランスホール



1階多目的ラウンジ



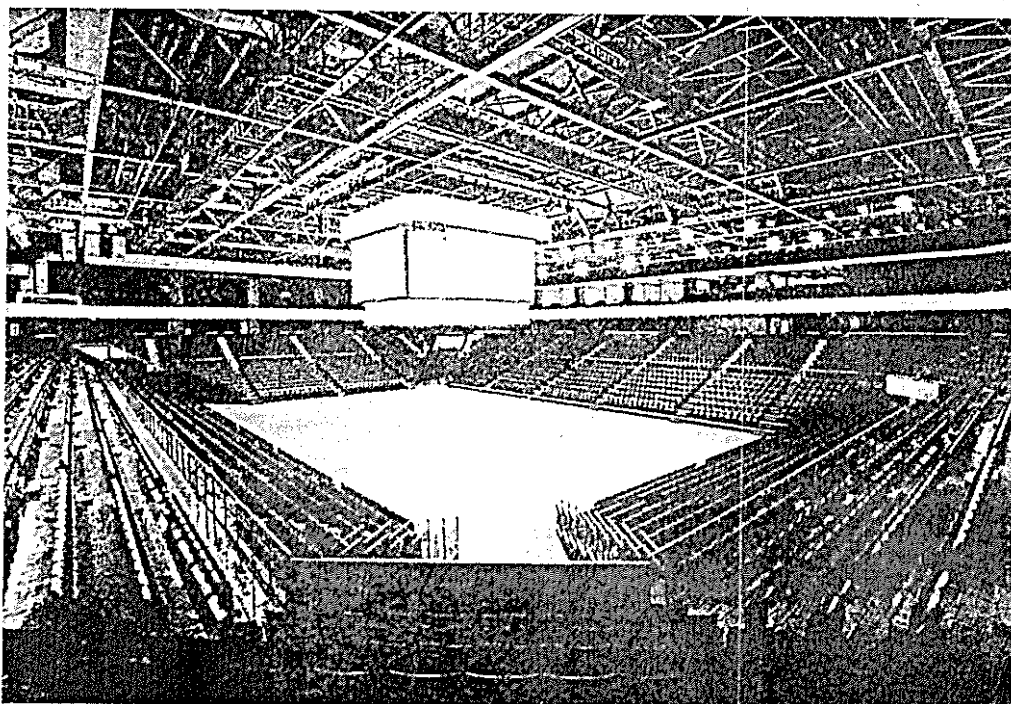
2階ロコース



サブアリーナ

<https://www.city.ota.gunma.jp/>

施設内観①



<https://www.city.ota.gunma.jp/>

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和 6 年 1 1 月 6 日				
政務活動先	養徳学舎・SHIMOKITA COLLEGE				
政務活動の目的	若者の地域定着や人材育成、多世代交流の促進といった観点から、暮らしと学びが融合した教育・居住施設の先進事例を現地で調査することを目的とした。特に、地域ぐるみで若者を支える仕組みや、都市部における教育的共創の実践例を把握することで、奈良県における空き家活用・地域人材との協働・若者支援施策の検討に資する知見を得ることを目的とする。				
相手方	担当者各位				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	文京区茗荷谷駅近くにある奈良県立の男子学生寮「養徳学舎」を視察。対象は奈良県に保護者等の現住所がある大学進学者で、現在は男子限定だが、今後の女子学生の受け入れも検討されている。 施設は近隣相場と比べて大幅に安価な寮費（月額 3.5 万円＋電気代程度）でありながら、清潔感のある現代的な設備を有していた。一定の共同生活を前提とした運営となっており、対人交流を通じた成長の機会が提供されている。近年は騒がしい集団生活のイメージとは異なり、落ち着いた生活環境が整っていることも確認された。 続いて、東京都世田谷区下北沢にある「SHIMOKITA COLLEGE」を視察。三宅町における教育・まちづくり事業のモデルにもなっている施設であり、大学横断型のレジデンシャル・カレッジとして、学びと暮らし、地域との関係性を重視した設計がなされている。 施設内には多様な学びを促す空間設計やプログラムが随所に取り入れられており、学生のみならず地域住民・社会人との交流も仕組みとして組み込まれている。寮費は約 10 万円とされているが、立地や教育的価値を踏まえると、単なる住まい以上の付加価値を提供している事例といえる。 視察を通じて、学生支援・人材育成・地域交流を兼ね備えた拠点整備のあり方について具体的な学びを得ることができた。 養徳学舎については、学生の経済的負担を軽減しつつ、共同生活を通じた人格形成・地域とのつながりを支える意義深い施設であると確認できた。今後の女子学生受け入れや施設更新などに向けた議論も今後の検討課題となる。 SHIMOKITA COLLEGE については、まち全体を学びの場とする仕掛けや、空間と運営の両面からのアプローチが印象的であり、奈良県における地域教育・若者支援施策に活かし得る示唆を多く得た。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	養徳学舎・SHIMOKITA COLLEGE 往路	新幹線	新大阪～東京	14,520 円	64
	養徳学舎・SHIMOKITA COLLEGE 往路	JR	王寺～新大阪	660	65

	合計 15,180 円 すべて政務活動				
備考	添付資料：写真等				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（県政報告会開催）

会派・議員名 若林 かずみ

年 月 日	令和6年11月22日他			
場所	王寺町やわらぎ会館			
会議名	若林かずみ県政報告会			
相手方（人数）	約200人			
開催目的	県政活動報告会等			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	・西和医療センター移転の意思決定 ・五條市広域防災拠点のあらまし ・樫原公苑整備事業の進捗 ・樫原文化会館の存続 ・新西和医療センターの分娩機能 ・馬見丘陵公園駐車場有料化 など 県政での活動を知ってもらおうと共に、地域の方々からの意見・地域の問題を提言していただき、今後の政治活動に活かす。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	県政報告会 横断幕作成費	15,345 円		67
	県政報告会 会場使用料 イベントホール 応接室/音響/証明/プロジェクター	37,160 円	イベントホール 24,000 円 応接室 2,160 円 音響 5,000 円 照明 5,000 円 プロジェクター 1,000 円	73
	県政報告会 会場空調代	3,400 円		74
	県政報告会ライブ配信用レンタル wifi	3,282 円		77
	合計	59,187 円	全て政務活動	
備考	添付資料：報告会写真			

注 会議の次第や資料等を添付してください。



王寺町やわらぎ会館使用許可書

申請者 住所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号
氏名(団体名) 青年局
代表者 氏名 若林 かずみ
責任者 住所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号
氏名 若林 かずみ

予約申請番号	2024000161				
使用会館名	王寺町やわらぎ会館				
使用目的	会議・研修等				
催事名	県政報告会				
人数	150 名				
入場料の有無	無				
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量(時間)	使用料
令和 06年11月30日(土)	13:00 ~ 17:00	イベントホール			17,000円 724,000 72,160 7,500 7,500 7,100 73400
使用料の合計					
施設使用料					17,000 円
付帯設備使用料					0 円
小計					17,000 円
加算・減免額					17,000 円
使用料の合計					34,000 円
加算・減免理由等	2倍				737160
許可条件(注意事項)	740560				
用途	講演会				

令和06年10月 2日

王寺町やわらぎ会館の使用について、次のとおり許可します。

王寺町教育委員会教育長

王寺町教育委員会教育長



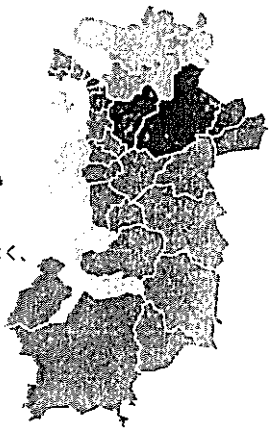
奈良県議会議員

若林かずみ 県政報告会

第11号様式の5（第5条関係）

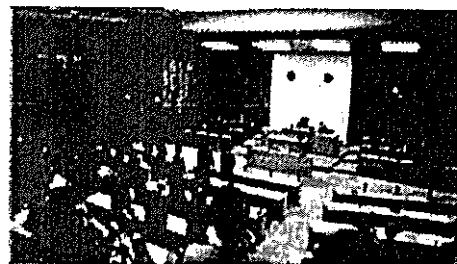
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 6 年 5 月 22 日他				
表題と発行部数	自由民主党・無所属の会 vol.2				
対象者	北葛城郡				
配布方法	新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	全て政務活動				
内容	県議会における会派としての取り組み				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	新聞折込	株式会社 読宣	76,725 円	22,500 枚×@3.10×消 費税	9
	増刷分印刷費	株式会社 グラフィ ック	63,450 円	16,000 枚	48
合計 140,175 円 100%充当					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

大和支部 米田 忠則 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 粒谷 友示 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和支部 田中 惟允 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 萩田 義雄 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和支部 岩田 国夫 ●建設委員会	大和支部 中野 雅史 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 山本 進章 ●大和くらし委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会 ●議会運営委員会	
大和支部 井岡 正徳 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和支部 乾 浩之 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください  我々22人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。				大和支部 西川 均 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 池田 慎久 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会
大和支部 川口 延良 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和支部 浦西 敦史 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会 ●議会運営委員会					大和支部 小村 尚己 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 足田 進一 ●大和くらし委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会 ●議会運営委員会
大和支部 若林 かずみ ●大和くらし委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 伊藤 将也 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和支部 金山 成樹 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和支部 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	大和支部 斎藤 有紀 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会 ●議会運営委員会	大和支部 川口 信 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	大和支部 永田 恒 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	

令和6年度予算の修正案を提案し、可決！

令和6年度予算において、自由民主党・無所属の会は2月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて2月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の2つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。



本会議で修正予算が可決

●3/12～19 予算審査特別委員会

3月12日～19日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した19日の総括質疑では、10時間を超える大激論となりました。令和6年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」となりました。



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議会中継

●「再議」で2条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の2つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成28・反対15で再議の可決に必要な2/3に届かず否決されました。一方、総務警察委員会でも可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2件は採択されました。

「再議」とは？ 知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の3分の2以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公苑を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

県防災担当課の担当地帯
(令和5年12月5日現在)

五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備

県立橿原公苑を“中核的広域防災拠点”として整備
五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備

政策決定の
問題点

(県立橿原公苑の課題)

面積が小さく応援部隊が滞在できない

液状化の危険

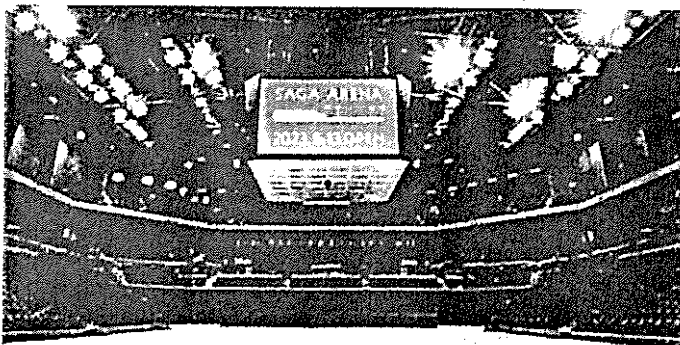
法的に大型ヘリコプターが使用できるか
検討できてない

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公苑でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和6年9月6日他				
表題と発行部数	なら県政ナビ9月号 49,040部				
対象者	主に北葛城郡				
配布方法	郵送・新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前（大きく表記されているもの）と顔写真等の用紙に対しての割合で計算 按分率 94.9%				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	新聞折込	株式会社 読宣	113,850 円	23,000 枚×@4.5×消費 税	30
	B3 チラシ印 刷・外六つ折 りクロス二つ 折り加工	明洋社	46,200 円	2,000 枚×@21×消費 税	31
	B3 チラシ印 刷・二つ折り 加工 B4 仕上 がり	明洋社	123,750 円	22,500 枚×@5×消費 税	31
	デザイン・構 成費	明洋社	132,000 円	4 面×@30,000×消費 税	31
	郵送代	日本郵便 株式会社	153,494 円	@84×1,439 通 @94×347 通	32
	B3 印刷	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	222,200 円	24,540 枚×@8.23×消 費税	33
	B3 印刷 折り加工費	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	26,994 円	24,540 枚×@1×消費 税	33
	ポスティング 王寺町・広陵 町エリア	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	61,600 円	14,000 枚×@4×消費 税	33
	ポスティング 河合町・上牧 町エリア	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	49,854 円	10,540 枚×@4.3×消 費税	33
合計 929,942 円 94.9% 充当 882,512 円					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



なら「県政」ナビ

奈良県議会議員

若林 かずみ

2024

9月

NARA
NAVI

ご挨拶

いつもお世話になります。奈良県議会議員の若林かずみです。

奈良県議会での議席をいただいてから1年が過ぎ、7月の役員改選をもちまして、県監査委員の職務を無事に全ういたしました。1年生議員の1年目において県監査委員という大役をいただき、無我夢中で駆け抜けてまいりました。時間的な拘束が長く、議員活動との調整が大変でしたが、一方で、学びも多く、県政全体を見渡すことができました。

また、7月の役員改選において、文教くらし常任委員会の副委員長を拝命いたしました。5つの常任委員会のうち、文教くらし常任委員会の所管は、文化・スポーツ、子育て・教育・女性活躍など、広く暮らしに関するものになっています。文教くらし常任委員も2年目となりましたが、今年度は、副委員長として、委員長を補佐しながら円滑な委員会運営に努めつつ、県民の皆様の暮らしに関する声を届けてまいります。

このほか、総合防災対策特別委員会については、2年任期となっておりますので、引き続き、県民の生命と財産を守るべく、委員としての職責を果たしてまいります。



1年間の主な成果をご報告！

新西和医療センターに周産期医療復活の余地を残す施設整備検討へ！

新西和医療センター移転候補地は、JR法隆寺駅南側に決定しましたが、この決定過程において地元首長に対する丁寧な説明、協議がなかったことから、地元住民の声が反映されているとはいえないのではないかについて、2024年3月予算審査特別委員会総括質疑において、山下知事に問い質しました。

また、新西和医療センターでの周産期医療の復活について、山下知事は「限られた人的資源、物的資源を有効に活用して365日24時間体制のハイレベルな周産期医療体制を維持している現在の仕組みを堅持すべき」として、新西和医療センターでの周産期医療の復活に否定的でしたが、「将来の需要の変化に対応するようなフレキシブルな建物構造にすることを検討する」という回答を引き出すことができました。これにより、新西和医療センターでの周産期医療復活の余地を残すことができました。



◀ 2024年3月19日予算審査特別委員会総括質疑

【バックグラウンド】 新西和医療センターでの周産期医療復活について（2024年3月19日予算審査特別委員会総括質疑より抜粋）

若林かずみ：「仮に、今年度の基本計画策定において産科の復活が入らなかったとしても、令和13年の開院のときには産科が必要になってくる可能性もあると思います。とすれば、必要となったときのため、施設の中に産科復活が可能なスペースを設けておくという方法もあるかと思います。（移転先が）法隆寺に決まりましたので、拡張可能性も高いかと思いますが、その点についてはどのように思われますか？」

山下知事：「おっしゃる通り、令和13年度の開院まで時間があるということと、今後、新しく西和医療センターを整備した

場合には、30年か40年か50年か、しばらくの期間はこの病院を使っていくわけでございます。そうしますと、その産科需要のみならず、年月が経って医療需要が変わってきたときに対応できるためのスペースをあらかじめ用意しておくというのは非常に合理的な考えだろうと思います。幸い、比較的広い敷地面積が確保できますので、産科需要も含めて、将来の需要の変化に対応するようなフレキシブルな建物構造にするということは、おっしゃるように検討していかないといけないのかなと思います。」

日々是好日



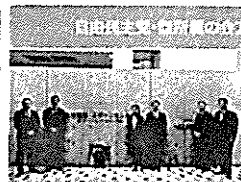
2/28
兵庫県立広域防災センター、兵庫県消防学校を視察



3/8
国際女性デーにちなんで、自由民主党奈良県支部連合会組織広報委員長乾浩之と同期の新藤有紀議員とともに女性活躍について意見交換。



3/21
奈良養護学校での委員監査。



4/18
三重県津市サオリーナを視察。



4/24
滋賀県ダイハツアリーナを視察。



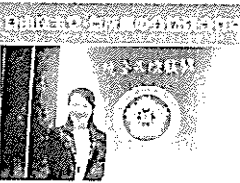
4/27
法輪功が伝えられてから32周年のお祝いのメッセージをお伝えしました。



5/7
自由民主党第二選挙区青年局の勉強会において、私から、令和13年に開催される奈良県の国民スポーツ大会に伴う体育施設の整備について説明させていただきました。



5/9
国土交通省を訪問。



5/9
防衛省を訪問。



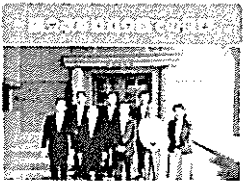
5/10
群馬県太田市オープンハウスアリーナ太田を視察。



5/10
神奈川県横浜市横浜BUNTAI、横浜武道館を視察。



5/17
恩師である元奈良県議会議長後部恵電先生の94歳のお誕生日のお祝いでした。



5/22
議会改革推進会議のメンバーで、兵庫県議会を訪問し、「兵庫県議会におけるペーパレス会議システム導入の取組等について」兵庫県議会事務局から説明を受けました。



5/26
ギャンブル等依存症問題啓発週間特別セミナー奈良にお招きいただきましたので、県政におけるギャンブル等依存症対策の現状と進展について簡単に話をさせていただきました。



6/26
関西万博「国際参加者会議2024 summer」のレセプションに出席。



7/7
大和西大寺駅前献花台のお手伝いをさせていただきました。



7/8
三笠公園「留魂碑」での三回忌・献花式に参列。



7/20
自由民主党大阪府連女性局主催「Watashiba」で講師を務められた衆議院議員小淵優子先生とともに、「女性議員を増やすことの意味と方法について」と題して講演がありました。



7/29
台南市フォルモサヨトリゾートにおいて第10回日台交流サミットが盛大に開催されました。開会式前の歓迎の様子。

7/29
第10回日台交流サミットには、日本から400名を超える各級議員が参加、地元台湾からも100名を超える各級議員が参加し、盛大に行われました。

7/29
奈良県は県議会、町議会から8名が参加。

7/29
日本と比べて、台湾は女性議員が多く、皆さん、パワフル。仲良くなった台湾の女性議員の皆さんと記念撮影。



7/30
日台交流サミットのエキスカッションで企業訪問をした後、台北へ、日本台湾交流協会片山和之代表より「最近の日台関係と台湾情勢」と題してレクチャーがあり、その後、意見交換会でした。



7/31
外交府を訪問。台湾日本関係協会秘書長范振國氏と意見交換会。



7/31
蔡英文前台湾総統と意見交換会。



7/31
台湾日本関係協会会長蘇嘉全氏との意見交換会。



毎日、ドタバタしながら活動している様子は、SNSで随時発信しています。是非、覗きにきて下さい！
SNSやHPなどにメッセージを入れていただくと励みになります！宜しくお願い致します！

プロフィール

若林かずみ(本名)。1967年4月29日王寺町生まれ。北葛城郡王寺町在住。O型。

奈良県議会議員(自由民主党、無所属の会)。文教くらし常任委員会副委員長。総合防災対策特別委員会委員。特定行政書士。申請取次行政書士。ファイナンシャルプランナー。防災士。JUIDA認定無人航空機操縦士・安全運航管理者。奈良県行政書士会副会長。奈良県行政書士政治連盟幹事長。自由民主党奈良県選政務調査会副会長。前奈良県監査委員。元王寺町議会議員。奈良県立奈良高等学校卒。同志社大学法学部法律学科卒。同志社大学大学院司法研究科卒(専門職・法務博士)。

事務所住所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号 TEL:080-4766-0358 FAX:0745-32-7869

各種 SNS・HP はコチラ！



第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 7 年 1 月 14 日他				
表題と発行部数	なら県政ナビ 1 月号 51,340 部				
対象者	主に北葛城郡				
配布方法	郵送・新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前 (大きく表記されているもの) と顔写真等の用紙に対しての割合で計算 按分率 96.2%				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	新聞折込	株式会社 読宣	110,308 円	21,800 枚×@4.6×消費税	87
	郵送代	日本郵便 株式会社	175,846 円	@96×1,386 通 @110×389 通	88
	B3 印刷	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	231,000 円	24,540 枚×@8.56×消費 税	89
	B3 印刷 折り加工費	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	26,994 円	24,540 枚×@1×消費税	89
	ポスティング 王寺町・広陵 町エリア	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	61,600 円	14,000 枚×@4×消費税	89
	ポスティング 河合町・上牧 町エリア	株式会社 シンコー アドヴァ ンス	49,854 円	10,540 枚×@4.3×消費税	89
	B3 チラシ印 刷・外六つ折 りクロス二つ 折り加工	明洋社	46,200 円	2,000 枚×@21×消費税	90
	B3 チラシ印 刷・二つ折ク ロス外三つ折 加工	明洋社	56,100 円	3,000 枚×@17×消費税	90
	B3 チラシ印 刷・二つ折り 加工 B4 仕上 がり	明洋社	119,900 円	21,800 枚×@5×消費税	90

	デザイン・構成費	明洋社	132,000 円	4 面 × @ 30,000 × 消費税	90
	振込手数料	奈良中央信用金庫	440 円		90
	合計 1,010,242 円 96.2% 充当 971,850 円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

各位

拝啓

寒冷の候、皆様益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、若林かずみの活動に対して、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「なら県政ナビ2025年1月号」を発行いたしましたので、お送りさせていただきます。1月号は、昨年末、全国的に話題となったKPOPに関すること、そして、9月定例会において一般質問した際の内容を中心に紙面を構成しております。

また、昨年11月30日に開催した報告会には、沢山の皆様にご来場いただきまして、ありがとうございました。

本年も、住民目線を忘れずに、北葛城郡のため、ひいては、奈良県のために、尽力してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い致します。

まだまだ寒い日が続きますが、皆様、どうかご自愛くださいませ。

敬具

令和七年一月吉日

若林かずみ



提案理由説明は、以下になります。

北葛城郡選出 奈良県議会議員の若林かずみでございます。

令和六年度奈良県一般会計補正予算(第四号)に対する修正案について、提案者を代表いたしまして提案理由をご説明させていただきます。

本補正予算案には、奈良県・韓国忠清南道交流事業の一環として、来年2025年10月18日、奈良公園においてK-POPアーティストによるコンサートなどを実施するという日韓音楽交流イベントの開催事業費が計上されています。

そして、この日韓音楽交流イベント開催事業は、総額約2億7,500万円の費用が見込まれるものです。

この事業は、日韓国交回復60周年及び奈良県・忠清南道友好提携15周年を記念して開催されるものであり、奈良県と韓国・忠清南道との友好提携の経緯から考えますと、文化振興や国際交流など、日韓交流イベントを開催すること自体は重要と考えます。

しかしながら、今回の日韓音楽交流イベント事業に2億7,500万円もの県の財源を投入することが果たして妥当なのでしょうか。4つの観点から検討してみました。

1点目 今回の音楽交流イベントの費用対効果について

まず、2億7500万円という費用を削減することにより県民の理解を得ることができないか考えましたが、忠清南道側からステージや音響、照明などについて細かい仕様が示されているため、費用の減額は難しいと思われます。

次に、有料イベントにしたり、グッズ販売することによって、県民の理解を得ることができないかとも考えました。しかしながら、これも忠清南道側の事情で、営利目的のイベントにはできないという事情があり、グッズ販売についても現段階ではできないと考えられることから、このような手法により、県の財源による負担を軽減し、県民の理解を得ることは難しいと思われます。

とすれば、本事業の費用としては、やはり総額2億7,500万円が見込まれるわけですが、果たしてそれだけの費用を投じるに値するだけの効果があると言えるのでしょうか。

この音楽交流イベントは、来年2025年10月18日、たった一日だけのイベントです。

今後に残るような形のイベントにするということですが、現時点で具体的に示されておらず、一過性のイベントに終わる可能性が高いのではないのでしょうか。

そして、県の財源を使うのであれば、まずは県民がその便益を享受すべきところ、この音楽交流イベントで予定される9,000人の観客を、県民に限定するのか、もしくは、県外の方も対象とするのかなど、現時点では決まっておらず、県民が便益を得ることができるとは限りません。

また、KPOPアーティストのライブを通じて、若年層の国際的視野を広げる機会を得るという狙いもあるようですが、若年層の興味が多様化していることからすれば、必ずしも、このような効果が上がるとは限りません。一定の友好交流の成果が上がる可能性があるにしても、2億7,500万円もの県の財源を投じただけの友好交流の効果を上げることができるかについては疑問が残るところです。

2点目 他の友好提携都市とのバランス

今回の音楽交流イベントは、他の友好提携都市との交流イ

ベントと比べてバランスが取れていないのではないのでしょうか。

まず、スイスのベルン州とは、友好締結を締結して来年で10周年。ベトナムフートー州とは今年で10周年。また、中国の陝西省(センセイショウ)とは、忠清南道と同じく再来年の2026年で15周年です。これらの友好提携都市について、忠清南道のような交流イベントがあるわけでもないことからすると、今回の音楽交流イベント事業は妥当性を欠いていると言えるのではないのでしょうか。

そして、この音楽交流イベントは、奈良県と韓国・忠清南道との15周年の事業ということですが、来年2025年は14年目にすぎません。奈良県と韓国・忠清南道とは、5周年、10周年のときには、特に大きな交流事業をすることもなかったところ、あえて、14年目に、15周年イベントとして、総額2億7,500万円もの税金をかけて実施することは唐突に過ぎるのではないのでしょうか。

3点目 事実上中止とされた天平祭とのバランス

今年度から奈良県が運営費を負担しないこととした「平城京天平祭」と比べると、今回の音楽交流イベント事業を実施することは合理性を欠くのではないのでしょうか。

奈良市平城宮跡で実施していた「平城京天平祭」の来場者数は、昨年春が3万8,500人、夏が5万6,000人、秋が2万3,000人で、年間になると、合計11万7,500人です。そして、その事業費は1億3,300万円でした。

天平祭と今回の音楽交流イベントを比較すると、事業費については、今回の音楽交流イベントが2億7,500万円、他方、天平祭が1億3,300万円。天平祭は、約2分の1の県負担です。

そして、来場者数については、今回の音楽交流イベントが9,000人であるところ、他方で、天平祭が昨年実績で年間約11万7,500人と、約13倍の来場者数です。

単純に数字を割って計算した場合、天平祭は、今回の音楽交流イベントの26倍の効果があることになります。

そして、そもそも、平城京天平祭は、日本の原点であり、日本文化の発祥の地である、この奈良において、お祭りを通して、日本の国の始まりを改めて感じていただくとともに、日本人としての原点に返り、日本人としての心を取り戻していただくことを目的とする貴重なイベントです。このイベントに対する県の運営費負担を中止しておきながら、イベントとしての効果が薄い今回の音楽交流イベントを実施するのであれば、費用を削減するか、もしくは収益を上げて費用に補填するなどの工夫がなければ、県民の理解を得るのは難しいのではないのでしょうか。

4点目、奈良公園という会場の妥当性

今回の音楽交流イベントを奈良公園という場所で実施することは妥当なのではないのでしょうか。

奈良公園春日野園地・浮雲園地は、鹿の生息地です。その場所に、大型ステージを設置して9,000人もの観客が来場すると、鹿の餌場が踏み荒らされてしまう可能性があります。また、屋外ステージの音楽イベントは、騒音問題も懸念され、周辺住民や、周辺の飲食店・ホテル経営者から理解が得られない可能性も高いのではないのでしょうか。

とすれば、奈良公園という会場選定についても疑問が残るところです。

以上のように、今回の補正予算に計上されている日韓音楽交流イベントについては、4つの観点から検討しましたが、現段階の手法では、決して県民の理解を得ることはできません。そして、山下知事は、常々、イベントについては「一過性のもの

とせず」とおっしゃっていたことからすれば、今回の音楽交流イベントのように一過性に終わる可能性が高い事業を推し進めるのはいかがなものでしょうか。

費用対効果を重視して、多くの事業を執行停止されてきた山下知事からすれば、今回の音楽交流イベントのような費用対効果に疑問の残る事業を実施することは、まさに、自己矛盾。行財政改革を進めるというのであれば、真っ先に、この音楽交流イベントを見直すべきです。

以上から、イベント開催準備のための「奈良県・忠清南道交流推進事業費」450,000円、債務負担行為である「奈良県・忠清南道交流推進事業にかかる契約」255,850,000

円を削除いたします。

議員各位におかれましては、修正の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。



録画配信は
こちら

12月定例会での質問は以下!!

文教くらし常任委員会

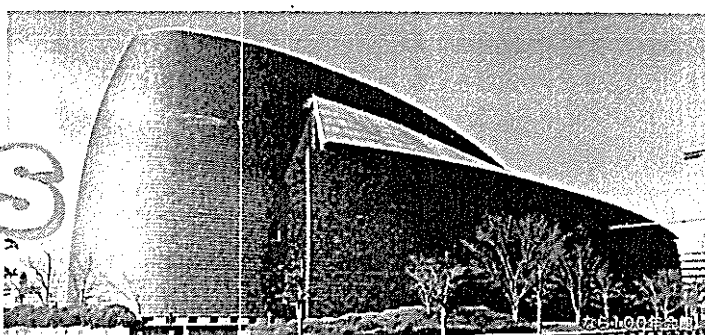
○結婚支援コンシェルジュ事業の進捗状況

○奈良県いじめ防止基本方針改定案について

○月途中から任用された教職員に対する通勤手当の改善について

○スポーツ・文化活動推進校について

橿原文化会館VSなら100年会館



2024年9月定例会の一般質問の中で、橿原市での新アリーナ整備に関連して、橿原文化会館を廃止する山下知事の意向に変わりはなくのかについて質問させていただきましたが知事からは「橿原文化会館廃止の方針を維持」とするという回答でした。そして、橿原文化会館の代替施設として、なら100年会館大ホールも考えられるのではないかとという山下知事の答弁がありました。ただ、なら100年会館大ホールは、ホール使用で最大1476席ありますが、舞台部分を完全におおう形状の音響反射板が存在せず、クラシックイベン

トには不向きとされ、実際にもクラシック系の貸館利用は少ない状況にあることからすれば、なら100年会館大ホールを橿原文化会館の代替施設と考えるのは難しいと思います。

ほぼ、どの都道府県にも1800席以上のホールが存在するところ、1500席以上のホールを持たないのは、日本中で、奈良県のみという現状から鑑みると、奈良県のホール事情は、全国的に見ても非常に貧困であり、1300席を有する橿原文化会館を廃止すべきではありませんので、引き続き議論してまいります。

PICKUP! 質疑

若林かずみ「それでは、橿原文化会館について引き続き質問します。先ほどですね、なら100年会館大ホールを代替施設として考えてはどうかというお話があったと思うんですけども、前から何回も言っていると聞んですけど、なら100年会館は、音響反射板がきっちりとなくてですね。座席の位置によって残響が違ふということがあります。なので学生の生演奏には耐えられない施設なんですけども、今、なぜ、あえて代替施設として挙げてこれたんでしょうか。」

山下知事「音響に問題があってクラシック音楽には適さないということでございますけれども、考えようによっては、音響に、今、課題があるからこそ、演奏技術の差が出て、コンクールなど優劣を決める場合にわかりやすいという見方もできるんじゃないかというふうに思います。音響が良い方が演奏者鑑賞者にとってより良いホールだとは思いますが、収容人数を重視するのであれば、なら100年会館は駅に近いという、学生にとって使いやすいという利点もございますので、そういう厳しい環境で、演奏の優劣を競っていただくという、そういう面もあるということをご理解いただければと思います。」

若林議員「100年会館で、知事は、JNOの演奏会を聞かれたということでしたが、私も自衛隊の演奏会に行かしてもらいました。非常にすばらしい演奏でした。ですがですね。プロの奏者は、やっぱり音が

強いので、音響の悪いところでも、何とか聞くに耐えられるんですけども、学生は無理なんです。学生の演奏技術では、音響の悪さには耐えられない。どうなるかというと、1年間必死になって練習してきたのに、あの場に行ったら、どれだけの音量でどれだけの音質で演奏したらいいのか全くわからなくなって、もう実力が発揮できなくなるんですよ。そんなコンクールに出されたら、もうそんな子供たち可哀そうじゃないですか。もうそれは撤回して欲しいと思います。どうですか。」

山下知事「ただ文化会館ができれば、そこで、幾らでもできるわけでございますので、文化会館ができるまでのですね、代替という意味で申し上げてるわけで、永遠に、なら100年会館しか、この北和地域にないというわけではございませんので、音響効果が良いところで学生さんがしたいということであれば、完成後の県文化会館でやればいいでしょうし、先ほどのちょっと屁理屈というふうに言われるかもしれませんが、本大会をですね100年会館ですということであれば、練習もそこですればいいわけですよ。そうすれば、本番のときにどんな音が出るかというのは、十分にわかるんじゃないかと思っておりますので、音響効果がないところで、真の実力を競うという、そういう見方もあるんじゃないかと思っております。」

9月定例会一般質問での質問は以下!!

○西和医療センターの移転・再整備について

- ①西和医療センターの移転・再整備について、令和13年度の開院に向け、現在の進捗状況はどうか。また、今後どのように取り組んでいくのか。
- ②西和医療センターの移転・再整備にかかる基本計画の策定に際し、地域の重要な課題である産科機能の確保を含める必要があると考えるがどうか。

○新アリーナの整備について

- ①県の新たなスポーツ拠点となる新アリーナの整備基本構想策定について、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて伺いたい。
- ②新アリーナの整備に伴い、橿原文化会館の主な機能を新アリーナに移管し、橿原文化会館を廃止することとあったが、新アリーナに関する現在の検討状況を踏まえたとしても、橿原文化会館を廃止する意向かどうか伺いたい。

○脱炭素社会の実現に向けた取組について

- ①地球温暖化防止に向けて、再生可能エネルギーの導入加速化、省エネルギー対策や吸収源対策など、あらゆる取組を進めていくことが

重要であると考え、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、今後どのように取り組んでいくのか知事の所見を伺いたい。

②脱炭素の推進には県内市町村の積極的な参画が欠かせないと考える。地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体事項計画の県内市町村の策定状況について、県はどのように認識しているのか。また、市町村に対しどのような支援を行っているのか伺いたい。

③奥大和地域の林業振興に繋げることができ、さらに奈良県のカーボンニュートラル達成にも貢献することができると考えられることから、森林吸収源Jクレジットの活用促進について、県としての考えを伺いたい。

○部活動の地域移行について

中学校の部活動の地域移行について、令和8年度までの移行に向けた現在の状況はどうか。また、今度どのように取り組んでいくのか。

(部活動の地域移行については、一般質問に引き続き、9月定例会文教くらし常任委員会において、引き続き議論させていただきます。)



◀ 9月定例会一般質問



◀ 9月定例会文教くらし常任委員会

初の委員長職を拝命!



予審査特別委員会というのは、当初予算が審査される2月又は3月の定例議会で開催されるのが通常ですが、奈良県議会では、2月定例会の他に、9月定例会においても予審査特別委員会が開催されます。この度、9月定例会において予審査特別委員会委員長を拝命いたしました。粒谷友示副委員長に助けていただきながら、円滑な議事運営に務めさせていただきました。県議会二年目にして、良い経験をさせていただきました。委員長ということで、いつもより質問は控えていますが、予算予審査特別委員会での質問は以下になります。

○動物の殺処分削減推進事業について

○天理王寺線(長楽工区)の事業加速化について

○スポーツ・文化活動推進校について

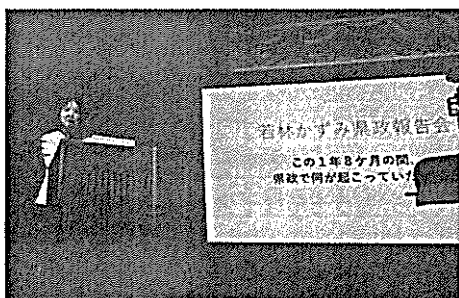
○県立高等学校の魅力向上のための予算確保について(総括質疑)

○奈良の鹿への暴行に対する対応について

○看護大学の移転先について

○看護大学の移転先について(総括質疑)

初の県政報告会開催! LIVE配信も!



2024年11月30日(土)王寺町やわらぎ会館イベントホールにおいて、当選後初の県政報告会を開催させていただきました。当日は、多くの皆様にご来場いただきまして、ありがとうございます。また、奈良県議会自由民主党・無所属の会からは、井岡正徳県議(磯城郡選出)、小村尚己県議(生駒郡選出)、金山成樹県議(桜井市選出)に、応援に来ていただき、会場を盛り上げていただきました。また、「仕事があり、会場に行けないからライブ配信とかしてほしいなあ」というお声もあり、SNS(Facebook、Instagram)でのライブ配信にもチャレンジさせていただきました。当日は、パソコンとモニターの接続が切れたりもしましたが、大きなトラブルもなく、無事に報告会を終えることができました。ありがとうございます。

ミニ報告会のご依頼募集!

「家の近所なら聴きにきたい!」「知り合いだけで県政のお話をしたい!」というお方がいらっしゃいましたら、ミニ報告会を開催させていただきます。10名程度の人数を集めていただけましたら、出張ミニ報告会を開催させていただきます。お気軽にお声かけ下さい!

プロフィール

若林かずみ(本名)。1967年4月29日王寺町生まれ。北葛城郡王寺町在住。O型。

＼ 各種 SNS・HP はコチラ! /

奈良県議会議員(自由民主党・無所属の会)。文教くらし常任委員会副委員長。総合防災対策特別委員会委員。

2024年9月定例会予審査特別委員会委員長、自由民主党奈良県連政務調査会副会長。前奈良県監査委員。元王寺町議会議員。

特定行政書士。申請取次行政書士。ファイナンシャルプランナー。防災士。JUIDA認定無人航空機操縦士・安全運航管理者。

奈良県行政書士会副会長。奈良県行政書士政治連盟幹事長。

奈良県立奈良高等学校卒。同志社大学法学部法律学科卒。同志社大学大学院司法研究科卒(専門職・法務博士)。



facebook



X (Twitter)



instagram



HP

事務所住所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号 TEL:080-4766-0358 FAX:0745-32-7869

毎日、ドタバタしながら活動している様子は、SNSで随時発信しています。是非、覗きにきて下さい! SNSやHPなどにメッセージを入れていただくと励みになります! 宜しくお願い致します!

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和6年4月25日			
年会費名	令和6年度 奈良まちづくり研究会 年会費			
相手方	奈良まちづくり研究会			
年会費支払目的	奈良県における地域振興・まちづくり施策の推進に資する知見を得て、各地域の課題と取り組み事例を把握し、自らの政策提言活動に活かすため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県内における持続可能なまちづくりを推進するため、地域資源の活用、観光振興、公共施設の利活用などに関する調査・研究活動を行うとともに、講演会や意見交換を通じて、地域課題の解決に資する知見を広める非営利の活動を行う。 ◆本会の活動頻度 総会と、研修会、講演会、意見交換会など随時開催。 ◆参加者の状況 県議会議員、市町村議会議員、行政職員、地域づくり関係者など。 ◆効果 地域振興やまちづくりに関する施策検討に向けて、実践的な知見と具体的事例を得ることができ、今後の県議会活動の参考となった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥10,000	年会費	1
	合計 10,000 円 （全て政務活動）			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良まちづくり研究会 規約

第1条（名称・所在地）

本会は、奈良まちづくり研究会と称し、主たる事務所を磯城郡田原本町に置く。

第2条（目的）

本会は、奈良県内の様々な世代・職業の県民が今後の地域づくりや奈良県のあり方について議論・研究をし、それぞれの立場で実践していくこと、及び会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会・勉強会・セミナー・ワークショップ等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 代表世話人 1名
世話人 若干名
会計責任者 1名
監事 2名

第6条（役員の選出及び任期）

役員は総会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ世話人会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めのない事項については、世話人会で決定する。

附則

本規約は令和3年4月12日より実施する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和6年5月29日			
年会費名	令和6年度 奈良難病連 賛助会員会費			
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連			
年会費支払目的	難病患者の方々の情報を集め県政に活かすため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をする と共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることを目的として、非営利活動を行う。 ◆本会の活動頻度 年1回の総会と、研修会や啓発事業等 ◆参加者の状況 県・市町村議会議員や医療従事者等 ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	賛助会員会費	¥5,000		47
	合計	5,000 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の啓発に関する事業
 - ③ 情報収集及び提供に関する事業
 - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

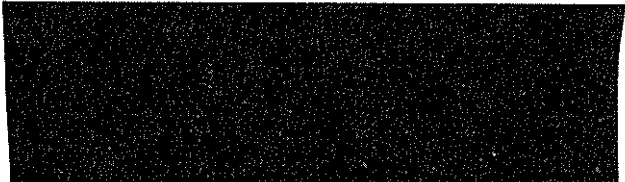
(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 350円(年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円(年額)

団体会員 5,000円(年額)

企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和7年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和6年度年会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかえを行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 林産業の活性化を促進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥2,202		109
	合計 2,202 円（全て政務活動） ※50,660 円÷23 人＝2,202 円を充当			
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟会計報告書、会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 若林かずみ

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用（業務委託契約） ☐ 派遣等
③ 雇用期間	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動および後援会活動事務作業（契約書参照）
⑤ 給料（賃金）	77,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （後援会活動と按分） → 按分率 1/2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 業務委託契約書 ☐ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

業務委託契約書

鈴木 孝一 (以下、「甲」とする) と 株式会社 ABC (以下、「乙」とする) とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
 - ① 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ② 甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③ 甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④ 甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤ その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（業務の内容）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 77,000-（税込）支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これらの行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2024年 4月 1日

甲（委託者）

住所
氏名

奈良県北葛城郡王寺町本町27番2号
若林ハナミ

乙（受託者）

住所
氏名

[Redacted Address and Name]

住所変更通知書

2024 年 6 月吉日

奈良県議会議員 若林 かずみ 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted address]

2. 旧住所

[Redacted address]

3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

電話番号 : [Redacted]
E メール : [Redacted]

[Redacted signature]